

特別支援教育コーディネーター ハンドブック

～教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～



山梨県教育委員会

令和3年7月改訂

特別支援教育コーディネーターの1年間(例)

特別支援教育に係る校内支援体制

- 次年度の計画
- 在籍児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画の保管・整理
- 引継ぎ（進学・進級・就職先との引継ぎ）

- 職員会議
特別支援教育コーディネーターの指名
学校経営計画の提案
校内推進計画の提案-基本方針・年間計画

- 校内委員会①（年度当初の共通確認等について）
実態把握の実施、保護者への理解啓発について
校内研修会について
個別の教育支援計画、個別の指導計画について

- 実態把握の実施
全学級・全児童生徒に実施
- ケース会議

- 校内委員会②（1学期の振り返りと2学期に向けて）
実態把握の結果について
要支援児童生徒の確認
要支援児童生徒への情報提供

- 校内研修会（例：外部講師招聘）
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の見直し（中間評価）

- 外部との連携
他機関との連携

- 学級編制に係る書類作成
特別支援学級
通級による指導
※学びの場の再評価 → 来年度の特別支援学級対象者、通級による指導利用者の確認

- ケース会議

- 校内委員会③（2学期の振り返りと3学期に向けて）
センター的機能の報告、ケース会議の報告
- 各市町村（組合）教育委員会へ、学級編制に係る書類提出

- 校内委員会④（年間のまとめと次年度に向けて）
本年度の活動のまとめ
来年度の校内推進計画案の検討

- 職員会議
学校評価の結果について
特別支援教育推進のまとめ
本年度の振り返り、評価

本人・保護者支援

- 引継ぎ資料の確認
個別の教育支援計画
個別の指導計画

- PTA総会等で「特別支援教育」に関する説明

- 特別支援教育だより① 発行

- 要支援児童生徒の情報収集
学校・園生活の記録、保護者面接、資料作成、整理等
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・見直し

- 特別支援教育だより② 発行

- 入級検討者本人・保護者との面談

- 支援方法の見直し・検討

- 個別の指導計画の作成・見直し

- 特別支援教育だより③ 発行

- 引継ぎ資料
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の整理・保管

外部との連携

- 特別支援学校
地域の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと顔合わせ

センター的機能の活用については、各地域の県立特別支援学校へ、必要に応じて、利用申請を行う。

- 外部機関との連携
地域の関係機関担当者との顔合わせ

- <関係機関の例>
- ・各医療機関
 - ・総合教育センター
 - ・県立特別支援学校
 - ・高校生こころのサポートルーム
 - ・こころの発達総合支援センター

※外部との連携については、必要に応じ随時行います。
※地域によっては、関係機関等との連携会議が行われている場合もあります。

※あくまでも一例のため、各学校の状況に合わせた年間計画を作成する際の参考としてください。

※特に実態把握の実施、ケース会議等の開催、保護者の面接、教育相談、関係機関との連携は必要に応じ随時行います。

はじめに

現在の日本は少子高齢化を迎え、小・中・高等学校に在籍する児童生徒数も減少傾向にあります。しかし、特別支援学校や小学校、中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍しながら一部通級による指導を受ける児童生徒の数は増加傾向にあります。平成24年に文部科学省が行った調査では、小・中学校において発達障害の可能性のある児童生徒が約6.5%在籍していると報告されています。このことから、各学校において発達障害に限らず、特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導や支援の充実が求められています。そして、全ての教職員に特別支援教育に関する専門性の向上が求められています。

山梨県においては、平成19年の学校教育法改正に合わせ、全ての学校において校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援学校のセンター的機能の充実等の支援体制整備に取り組んできました。平成23年7月には「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定し、山梨の特別支援教育の方向性を明確に示しました。その取組として、特別支援学校のセンター的機能の強化を図るために平成25年度から特別支援学校にPT等専門家を配置してきました。さらに令和2年3月には「やまなし特別支援教育推進プラン2020」を公表し、さらなる特別支援教育の推進に向け、取組を行っています。また、特別支援教育コーディネーター会議における情報交換や研修、総合教育センターにおける新任の特別支援教育コーディネーターを対象とする研修等を通して、専門性の向上を図ると共に、現場の困り感の解消にも努めて参りました。

こうした動向を背景に、特別支援教育コーディネーターの役割の重要性も増えています。学校長や設置者である市町村（組合）教育委員会と共に教育活動の充実に努め、発達障害等の困難さを抱える児童と接する担任を支え、保護者との連絡調整や諸機関との連携を行う等、校内の特別支援教育の体制整備についての調整役を担うことが求められています。しかし、特別支援教育コーディネーターを務めるに当たって、業務の遂行について、不安を感じる声も寄せられています。

これらを踏まえ、特別支援教育コーディネーターを務める先生方が、その機能を十分発揮することを目的に作成した「特別支援教育コーディネーターハンドブック」では、連携と支援の方向性を提示しました。本改訂においては、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支えつなぐために～（文部科学省）」に則り、特別支援教育コーディネーターの役割を整理し直し、学校の教職員全員が特別支援教育に関わっていく体制を構築することも考え、取りまとめました。

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた充実した支援の実現に向けて、特別支援教育コーディネーターが、教職員を始め、保護者や関係機関の担当者をつなげていくための参考として御活用ください。

令和3年7月 山梨県教育委員会



発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支えつなぐために～（文部科学省）



本文



参考資料

目 次

特別支援教育コーディネーター 1年間の流れ

はじめに

総論

- 1 特別支援教育とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 チームとしての学校全体で行う特別な支援・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 学校内での教育支援体制の構築・運営・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 特別支援教育コーディネーターの役割と求められる資質・・・・・・・・ 6

I 学校内の役割

- 1 学校内の関係者との連絡調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 校内委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 各学級担任への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 通級指導教室との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 5 交流及び共同学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 6 幼稚園・保育園(所)、小学校、中学校、高等学校間の引継ぎ・・・・・・・・ 27

II 外部との連携

- 1 教育関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 その他の関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

III 保護者に対する相談窓口

- 1 保護者との信頼関係作り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 相談者としての心構え、教育相談の進め方、留意点・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 適切な情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 教育支援体制についての地域・保護者等への周知・・・・・・・・・・・・ 41

資料編

- 山梨県教育委員会作成の資料等一覧……………42
- 個別の教育支援計画
 - 「個別の教育支援計画」様式記入例等…………… 44
 - 「作成に係る同意書」「引継ぎに係る同意書」様式記入例…………… 49
- 中高連携シート……………50
- 特別支援学校のセンター的機能の発揮に係る資料等
 - 県立特別支援学校のセンター的機能の発揮に係る基本方針…………… 51
 - 各県立特別支援学校のセンター的機能の発揮に係る指定地域……………52
 - センター的機能発揮に係る申請書記入例…………… 53
- 参考となる資料等一覧……………54
- 引用・参考文献……………56

本ハンドブックの見方

本書は、「総則」「Ⅰ 学校内の役割」「Ⅱ 外部との連携」「Ⅲ 保護者に対する相談窓口」「資料編」の項目で構成されています。

見やすく、どの項目の内容かが分かりやすいように、各項目のカラーを決めデザインしています。

各ページにインデックスを配置しています。

総論

Ⅰ 特別支援教育とは

特別支援教育とは、特別支援学校はもとより、校、高等学校及び中等教育学校において、障害のに向けた主体的な取組を支援するという視点に立



特別支援教育コーディネーターハンドブック～教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～
(山梨県教育委員会)



説明に関連する資料等へのリンクを表しています。

解説している内容に関連する資料は、QRコードで確認できます。

ハンドブック内の関連ページを指し示しています。

個別の教育支援計画B①・② ➡ 資料編 P.47、48

1 特別支援教育とは

特別支援教育とは、特別支援学校はもとより、幼稚園等、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、学校教育法第81条第1項に規定されています。

■学校教育法 第81条第1項

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

また、インクルーシブ教育システム^{※1}の構築に向けて、障害のある幼児児童生徒の就学先決定の仕組みの改正等も踏まえ、通常の学級にも障害のある幼児児童生徒のみならず、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠です。

特別支援教育を基盤とした教育により、障害の有無に関わらず、全ての幼児児童生徒が互いの違いや個性を認め合う学校・学級作り、そして、全ての幼児児童生徒の成長を促す基礎的な環境整備の推進が、共生社会^{※2}の実現につながります。

これまでの特別支援教育の流れを踏まえ、学校における教育支援体制を構築していくことが大切です。



共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進
(中央教育審議会初等中等教育分科会報告)

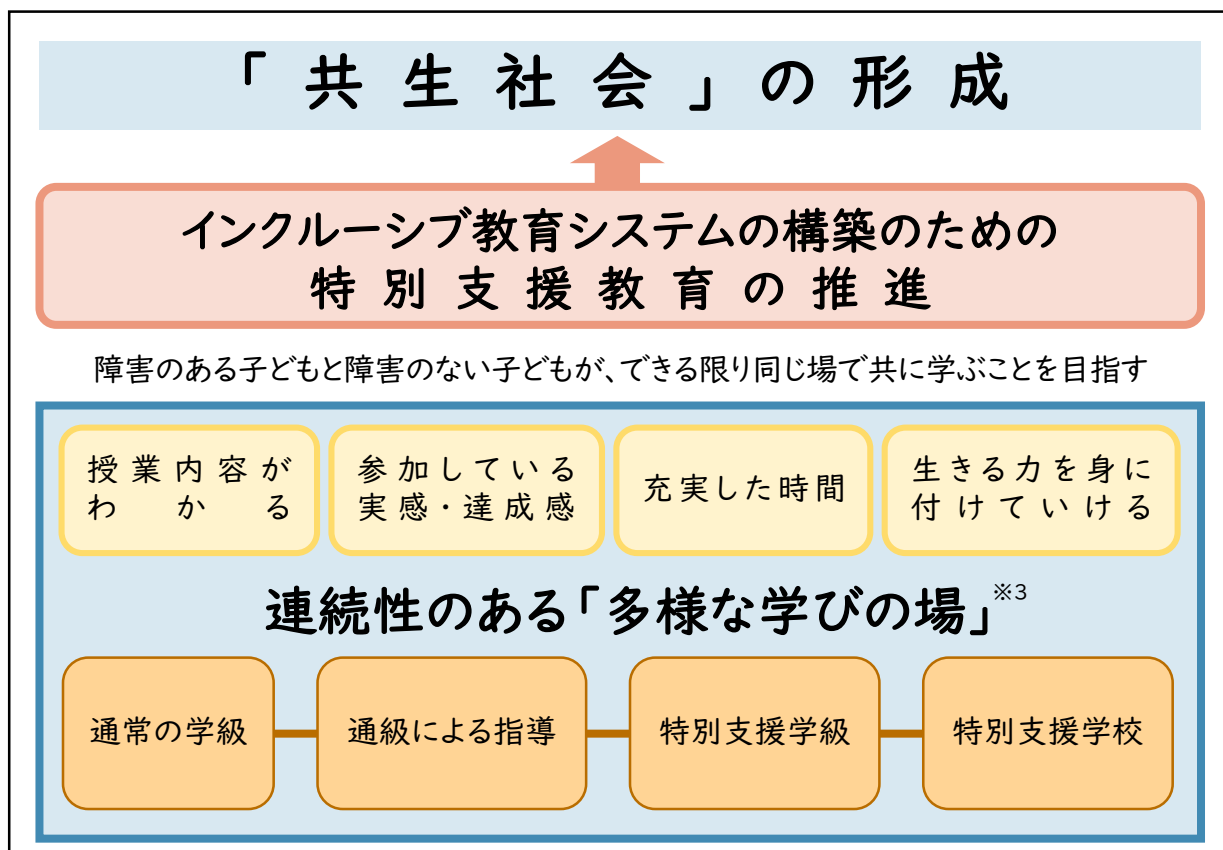


※1 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

※2 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を指す。



2 チームとしての学校全体で行う特別な支援

平成27年12月21日に中央教育審議会が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」によると、今後の学校には、以下の事項が求められており、「チームとしての学校」の体制を整備することで、教育活動を充実していくことが期待されています。

- ① 個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げること。
- ② 生徒指導や特別支援教育等の充実を図るため、学校や教員が、心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化すること。

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（文部科学省、H27.12）より

特別支援教育は、かねてから教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校全体で行う支援体制の構築を目指しており、今後、「チームとしての学校」の体制を整備するに当たっても、特別支援教育の視点を効果的に生かした学校経営が求められています。



チームとしての学校の在り方と今後の改善方策
について(中央教育審議会答申)
(文部科学省)



※3 連続性のある「多様な学びの場」

小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校を指す。

3 学校内での教育支援体制の構築・運営

学校内での教育支援体制を確立するために、校長は次のような体制を構築し、効果的な運営に努めます。

- 校内委員会を設置して、児童生徒の実態把握を行い、学校全体で支援する体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付ける。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努め、管理する。
- 全ての教職員に対して、特別支援教育に関する校内研修を実施したり、校外での研修に参加させたりすることにより、専門性の向上に努める。通級担当教員、特別支援学級担任については、特別支援学校教諭免許状を未取得の教員に対して取得を促進するなど育成を図りつつ、特別支援教育に関する専門的な知識を特に有する教員を充てるように努める。
- 教員以外の専門スタッフの活用を行い、学校全体としての専門性を確保する。
- 児童生徒に対する合理的配慮の提供について、合意形成に向けた本人・保護者との建設的対話を丁寧に行い、組織的に対応するための校内体制を整備する。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省、H29.3）より

校長は、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置づけ、学校内の全ての教職員に対して、特別支援教育コーディネーターが重要な役割を担うことを説明し、学校において組織的に機能するように努めることが重要です。学校の実態や地域の実情に合わせながら、特別支援教育コーディネーターの役割を分担するために複数指名する等の工夫をすることも有効です。



インクルCOMPASS／ナビゲーションシート(国立特別支援教育総合研究所)



「インクルCOMPASS」ガイド(国立特別支援教育総合研究所)



4 特別支援教育コーディネーターの役割と求められる資質

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担います。また、特別支援教育コーディネーターの役割を遂行するため、求められる資質としては、特別支援教育について学ぶ意欲があり、学校全体、関係機関との連携・協力にも配慮ができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量が必要とされ、これらのことを考慮し、校長が指名します。

特別支援教育コーディネーターに指名された場合には、その使命を自覚しつつ、校長のリーダーシップの下、力を発揮することが望まれます。

特別支援教育コーディネーター業務のイメージ図

通級指導教室との連携 → P.23～

交流及び共同学習 → P.25～



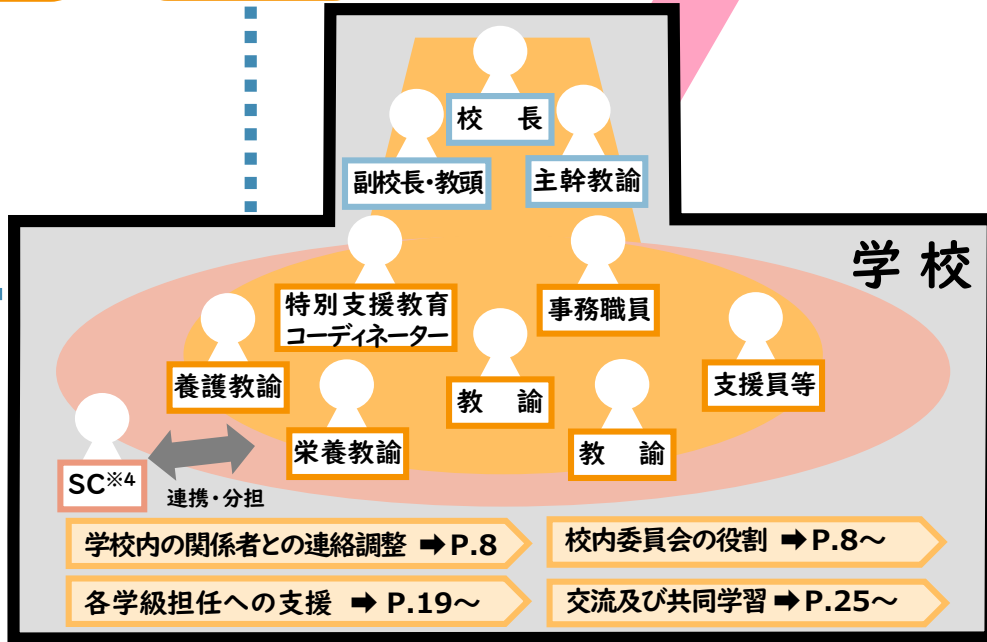
通級指導教室



特別支援学校



各学校間の引継ぎ → P.27～

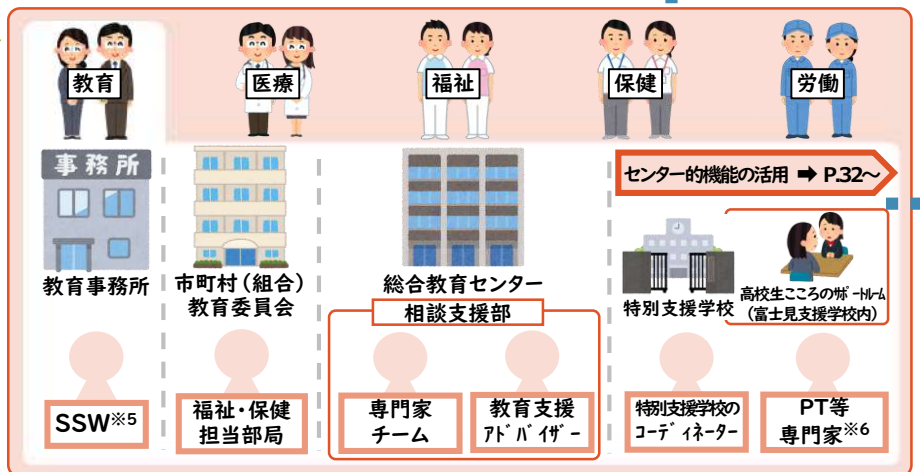


家庭

組織的に連携・協働

地域

保護者に対する相談窓口 → P.38～



外部との連携 → P.31～

※4 SC

スクールカウンセラーの略。心の専門家として、公立の小学校、中学校、高等学校等に児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者と位置付けられ配置されている。

※5 SSW

スクールソーシャルワーカーの略。社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。各教育事務所、各市町村(組合)教育委員会等に配置されている。

※6 PT等専門家

県立特別支援学校に派遣されている外部専門家。各専門家の詳細については、P.36を参照。

I 学校内の役割

1 学校内の関係者との連絡調整

特別支援教育コーディネーターは、学校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営を担い、協議を円滑にできるようにしていきます。

また、日頃から校内で教育上特別の支援を必要とする児童生徒の情報を収集し、必要に応じ、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等、校内の専門スタッフとつなげていく連絡調整役を担います。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省、H29.3）より

校内委員会は、定期的開催されるもので、組織として必要なことを確認する場です。独立した委員会として設置したり、生徒指導部会等に校内委員会の機能を持たせたりする等の方法があります。学校の実情を踏まえて設置することが大切です。

校内委員会の構成員については、各学校の規模や実

情に応じて方針を決め、校内支援体制を構築するために必要な者を校長が判断します。

例えば、管理職、特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、通級による指導担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象児童生徒の学級担任、学年主任、生徒指導担当教員等が考えられます。

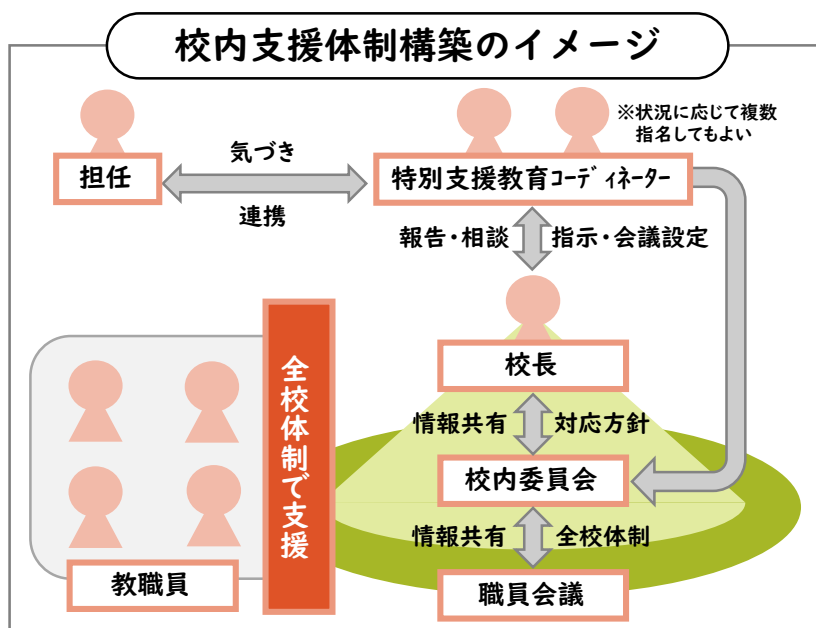
2 校内委員会の役割

各学校の実情に合わせ、校内委員会の役割を明確にすることが大切です。以下には、校内委員会の役割として考えられる内容を示しています。

- (1) 支援が必要な児童生徒の実態把握
- (2) 支援内容等の検討（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む）
- (3) 支援が必要な児童生徒の状態や支援内容の評価
- (4) 学校外の関係機関との連携に関する検討
- (5) 校内研修の企画・立案
- (6) 特別の支援を必要とする児童生徒を早期発見・支援するための体制作り
- (7) ケース会議の開催

※その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省、H29.3）を参考に作成



校内委員会の開催に当たっては、その手順を明確にした上で、全校的な校内支援体制を確立することが重要です。年間行事予定に位置付けて定期的実施したり、特別支援教育コーディネーターが必要と判断した場合に実施したりする場合があります。

(1) 支援が必要な児童生徒の実態把握

特別支援教育コーディネーターは、年度当初、学級担任の観察（気づき）等から、各学級で困難さをかかえている児童生徒を報告してもらい、支援を必要とする児童生徒を把握するための一覧等を作成します。児童生徒によって、さらに詳細な実態把握が必要な場合には、当該児童生徒に関係する教職員からも情報を収集します。得られた情報は、教職員間で共有することができるよう学級担任と調整していきます。

児童生徒の行動場面の観察においては、児童生徒への直接的な関わりや働きかけを通じて実態把握を行います。また、児童生徒のできていないことや課題にばかり目を向けるのではなく、事実を冷静につかみ、児童生徒の得意なこと、今できていることやあと少しでできそうなこと、頑張っていること等にも気づくようにすることが大切です。複数の目で見ることによって、新しい事実が明らかになることもあります。保護者面談等を通じ、事前に児童生徒の困難さの状況や興味・関心をもって取り組めること等を聞いておくことも大切です。

場合によっては、保護者の了解を得て専門家に心理検査等を依頼し、支援に生かすことも考えられますが、検査結果のみをもって実態把握を行うことは避けるべきです。児童生徒のことをよく知っている教員が、検査結果と検査時には見られなかった普段の行動と照らし合わせたり、保護者から聞き取った家庭での様子を参考にしたりしながら、総合的に児童生徒の実態を明らかにすることが大切です。

(2) 支援内容等の検討（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む）

実態把握に基づき、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の学習や生活・行動の状況等も踏まえ、必要な支援内容の検討を行います。支援を必要とする児童生徒には、個別の教育支援計画を作成・活用し、組織的・計画的に支援を行います。そして、個別の教育支援計画で確認した保護者の願いや目標を踏まえ、具体的な指導を行っていくために個別の指導計画を作成します。

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会において支援を必要とする児童生徒の支援内容等を検討する機会を作り、共通理解を図ります。また、児童生徒の支援を行うに当たり、学級担任以外の教員等にも協力を求め、関係機関と連携を図ります。

あらかじめ、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、その作成と活用の意義や様式、作成の行程等について全ての教職員と確認しておくことが大切です。

①個別の教育支援計画について

個別の教育支援計画の作成に当たっては保護者の同意を得た上で、児童生徒が在籍する学級の担任が作成します。

特別支援教育コーディネーターは学級担任と連携し、関係機関と連携を図りながら、児童生徒に対する具体的な支援内容等について助言します。校内委員会で検討した内容についても、個別の教育支援計画に反映し、組織的・計画的に支援を行うことができるようにします。

個別の教育支援計画の作成と活用を通して、保護者を含めた教育、医療、福祉、保健、労働等の関係者が、児童生徒の状況や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、関係機関との連携を深めながら、適切な指導と必要な支援を行います。

個別の教育支援計画に関する基本的な考え方

- (1) 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
- (2) 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(文部科学省、H30.8)より

山梨県では、校種や障害の種別にかかわらず、県内で統一した様式を用います。詳細については、山梨県ホームページを参照してください。

個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童生徒に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を明らかにしながら作成することが大切です。








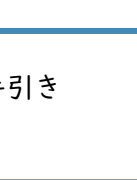

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対しても、必要に応じて合理的配慮の提供を行うこととなっています。その際には、合理的配慮の内容について、本人・保護者と可能な限り合意形成を図り、個別の教育支援計画に明記することが望ましいとされています。

特別支援教育コーディネーターには、合理的配慮の提供とそのための基礎的環境整備の意識を啓発する発信役としての働きも望まれます。

作成に当たっては、保護者から聞き取った内容や、本人・保護者同意の上で各関係機関へ同席した際に聞き取った内容等を踏まえ、記入します。



先輩コーディネーター

	<p>「個別の教育支援計画」の作成と活用リーフレット (山梨県教育委員会)</p>		
	<p>「個別の教育支援計画」作成のための教職員向けリーフレット (山梨県教育委員会)</p>		
	<p>個別の教育支援計画作成と活用の手引き (山梨県教育委員会)</p>		

コラム

合理的配慮と基礎的環境整備

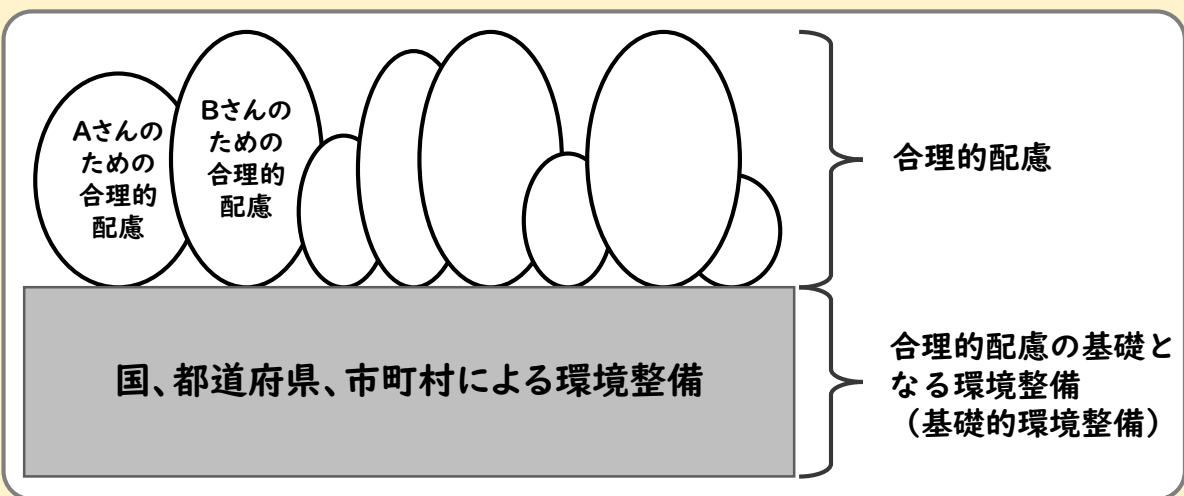
平成28年に「障害者差別解消法」が施行され、公立学校においては合理的配慮の提供が義務付けられ、そのための基礎的環境整備の重要性も述べられています。



合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けられるように、学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置により行う教育環境の整備のことです。



	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) (内閣府)</p>	
---	---	---

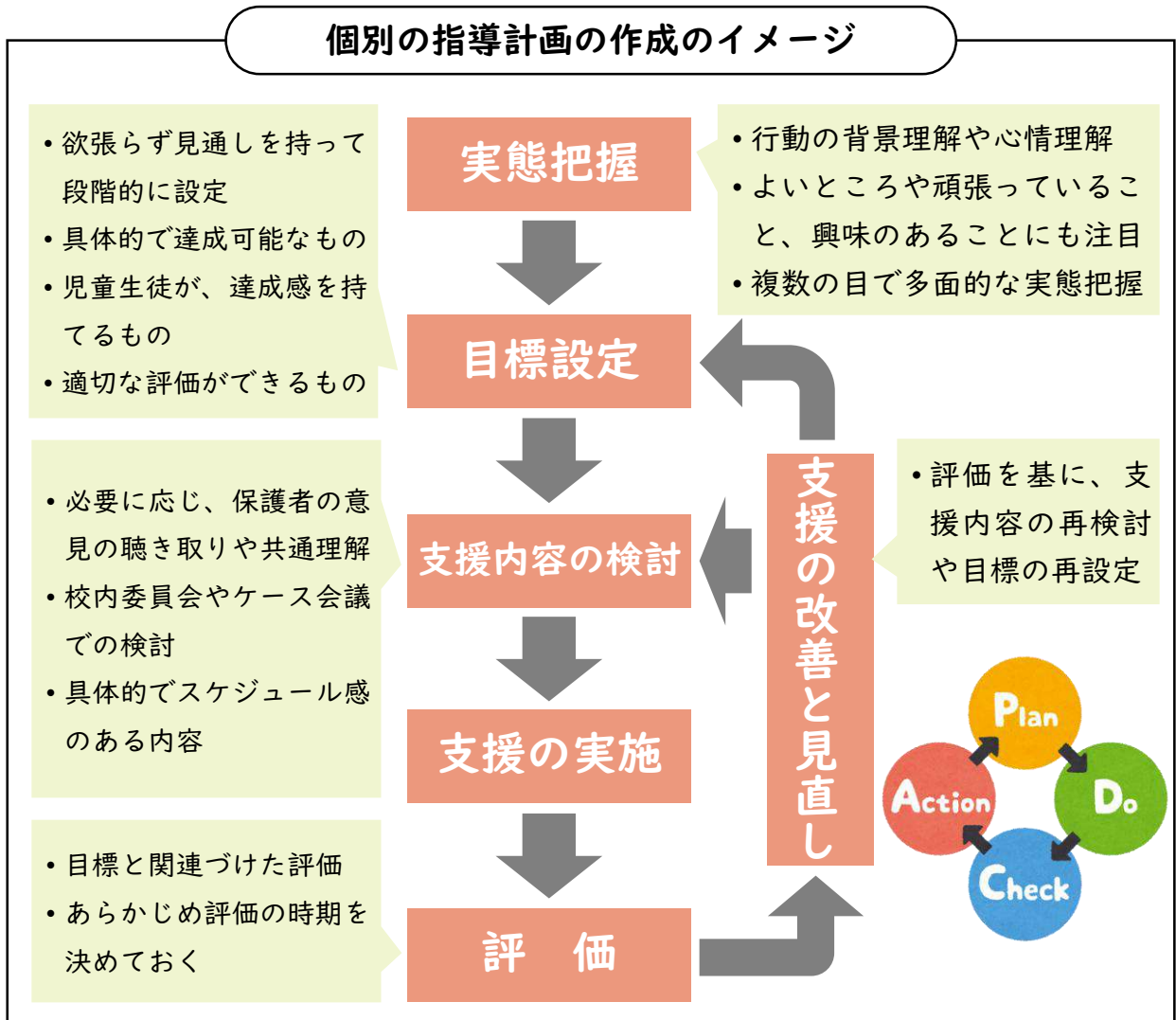
②個別の指導計画について

個別の指導計画は、個々の児童（生徒）の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童（生徒）など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（文部科学省）より

個別の指導計画作成の際には、個別の教育支援計画に明記された合理的配慮の内容を基に、目標や手立て等に反映させることとなります。

山梨県ホームページに特別支援学級、通級による指導、通常の学級で活用できる個別の指導計画の参考様式を掲載していますので、必要に応じてダウンロードして使用してください。



「個別の指導計画」の参考様式、記入例



自立活動・各教科用



小・中学校の通常の学級用



特別支援学級用



高等学校用

「サポートノート」は、山梨県版の「相談支援ファイル」として、子どものよりよい成長を目的に、保護者を含めた関係者同士の共通理解を深めるためのノートです。作成は保護者が行います。

具体的には、療育や教育等の関係者へ子どもの基本的な情報を伝える際に活用するもので、幼児期から就労までの間、継続して活用されます。

「就学支援シート」は、就学先の学校へ情報連携するためのシートで、保護者の合意を得て市町村（組合）教育委員会が作成します。

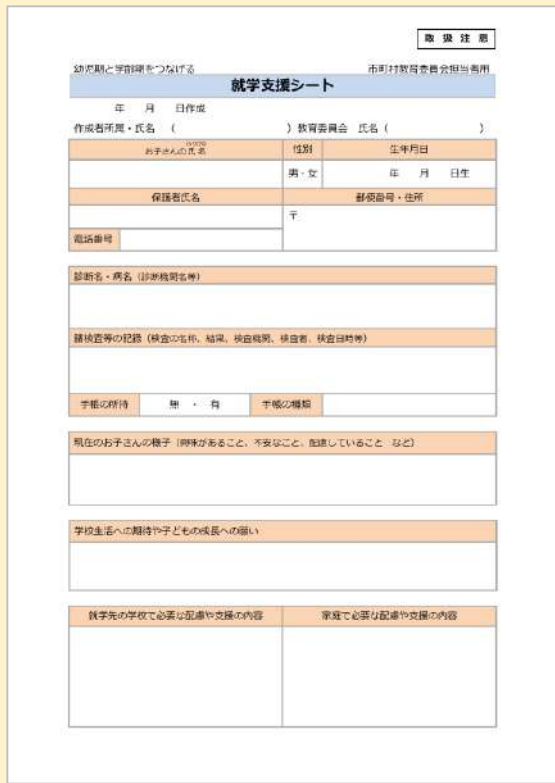
子どもに必要な支援の内容、保護者の願い等について情報提供を行い、子どもが学校生活をスムーズにスタートできるようにします。

また、就学前の子どもに必要な支援の内容が学校へと引き継がれ、入学後の早い時期に「個別の教育支援計画」が作成されることを目指しています。

活用にあたっては、「サポートノート」&「就学支援シート」活用ガイドブック（改訂版）が、山梨県ホームページに掲載されていますので、参考にしてください。



サポートノート



就学支援シート



「サポートノート」様式
「就学支援シート」様式



サポートノート 就学支援シート



「サポートノート」&「就学支援シート」
活用ガイドブック（改訂版）
（山梨県教育委員会）



(3) 支援が必要な児童生徒の状態や支援内容の評価

校内委員会で支援の対象となった児童生徒の支援内容について、定期的に校内委員会において確認し、学校内の教職員で共通理解を図ります。その上で、学期毎等定期的に関係機関や専門家等の助言も活用しつつ評価を行います。

個別の教育支援計画や個別の指導計画はあくまで児童生徒の教育的ニーズに対する支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、作成すること自体が目的ではありません。計画と実施、評価、改善を繰り返すことが最も重要です。

支援の実施状況については、校内委員会において、定期的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが大切です。見直しに当たっては、児童生徒の成長の状態や、家庭における状況の変化等、保護者の視点も大切です。

また、日々の記録等を基に、目標の達成につながった有効な支援内容及び妥当性等について検証を行い、各機関における具体的な支援内容の改善策を検討します。

特別な支援を必要とする児童生徒の適切な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の検討や、学びの場の見直しについても校内委員会において確認する必要があります。



先輩コーディネーター

(4) 学校外の関係機関との連携に関する検討

児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人一人の障害の状態やその程度等の専門的な判断、個々の障害の特性に基づく適切な支援が必要です。そのため、個別の支援に当たっては、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の専門家等との連携が求められます。

特別支援教育コーディネーターは、地域の関係機関を把握し、その連携方法について整理しておくことが重要です。

特別支援学級等に在籍している児童生徒の実態は、多種多様です。実態により、特別支援学校のセンター的機能の活用や医療・療育機関等からの専門家の招聘等を行い、特別支援学級の教育の質の向上を図ることも必要です。

関係機関との連携を図る際には、全校支援体制の観点から、学校長のリーダーシップの下、綿密に打合せをした上で実施することが大事です。特別支援学級等の担当者が単独で連携等を図ることは避ける必要があります。

また、地域の教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を進めるに当たり、対象の児童生徒の実態や長期・短期の目標を共有するために、個別の教育支援計画を活用していくことが大切です。

個別の教育支援計画B①・② → 資料編 P.47、48

(5) 校内研修の企画・立案

通常の学級にも特別な支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、全ての教職員が特別支援教育に関する一定の知識や指導・支援の技術等を身につけていることが求められています。そのために特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育に関する研修を企画・立案します。これにより、全ての教職員が児童生徒の行動等の背景について正しく理解し、教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援につなげていくことが大切です。










研修を計画するに当たり、以下のような方法を参考とし、各学校の実情に合わせた研修を行うことが考えられます。

◆ 校内委員会等における学校や地域のニーズに応じた必要な研修の企画例

- 校内の特別支援教育を担当する教員の活用
- 特別支援学校のセンター的機能の活用
- 教育委員会・総合教育センターの要請訪問等の活用
- 域内の福祉事業所等の専門家・担当者等の活用
- 医療機関・大学等との連携
- 国立特別支援教育総合研究所や山梨県総合教育センターが作成した動画等の活用

< 校内研修の内容例 >

- 障害等の特性に配慮した授業作り、指導計画の作成について
- 「〇〇さん」の支援に関わる実態把握と留意事項の確認について
- 発達障害等に関する特性の理解と必要な支援について
- ユニバーサルデザインの視点を生かした授業作り、集団作りについて

	<p>国立特別支援教育総合研究所「学びラボ」 (国立特別支援教育総合研究所) ※視聴には利用申請が必要です。</p>		
	<p>NITS独立行政法人教職員支援機構</p>		
	<p>山梨県総合教育センターやまなしe-ラーニング (YeL) (山梨県総合教育センター) ※視聴には総合教育センター発行のID及びPASSが必要です。</p>		

山梨県教育委員会作成の動画一覧 → 資料編 P.44

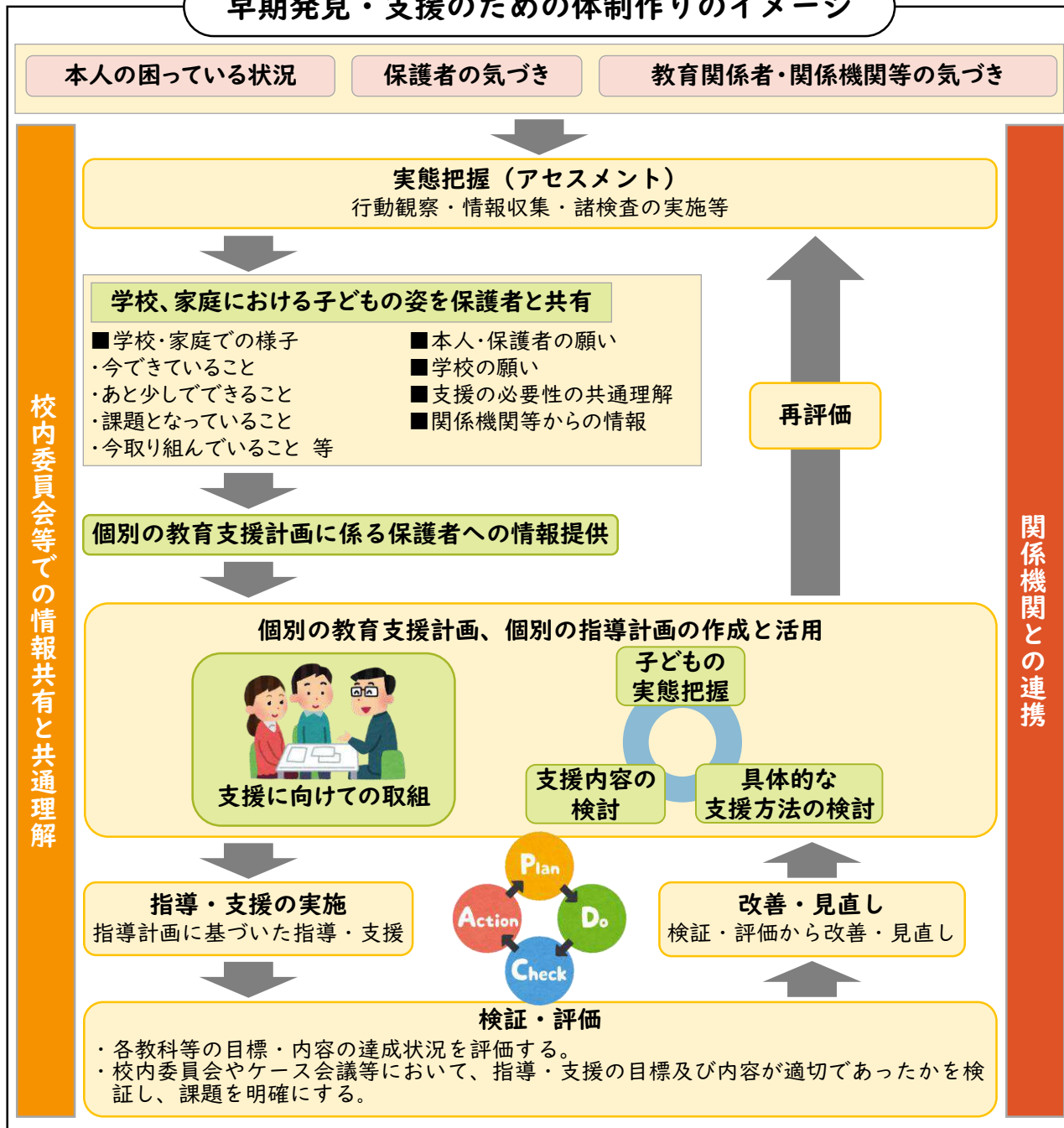
- 特別支援学級等の教育課程
- 自立活動について
- 個別の教育支援計画の作成と活用

(6) 特別な支援を必要とする児童生徒を早期発見・支援するための体制作り

通常の学級において、学習上または行動上の困難のため、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が在籍していることが明らかになっています。児童生徒によっては、障害から生じる困難さが表面化しにくく、本人や保護者も障害として自覚しにくい場合があるため、問題行動が表面化した時に周囲からその原因が本人の怠けや努力不足、家庭でのしつけ不足によるもの等と誤解されることがあります。

そのために、特別支援教育コーディネーターは、学習面、行動面で気になる児童生徒に教職員が気づいた場合や児童生徒への指導に悩んでいる教職員がいる場合に、その情報を日常的に収集し、気になる児童生徒の実態把握を行います。実態把握ができれば、支援を実施するための校内体制を構築し、全教職員の共通理解を図ります。これらの取組を行った上で対象児童生徒への支援を行う際には、PDCAサイクルを心がけ、評価と改善を行います。実際の学級経営や支援に役立っているかを教職員と確認しながら、今後の支援内容の改善に生かしていくことが大切です。

早期発見・支援のための体制作りのイメージ



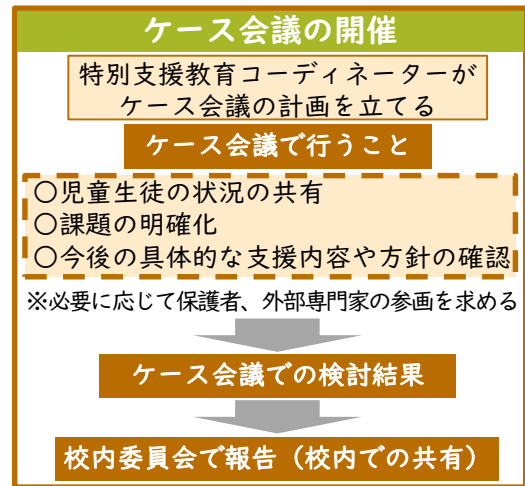
学校内の役割
2 校内委員会の役割

(7) ケース会議の開催

校内委員会の判断により、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の実態に対する支援内容の決定に当たって、個別に学級担任等関わりのある人たちで作る、少人数のメンバーによる会議（ケース会議）が必要となる場合があります。

特別支援教育コーディネーターは、ケース会議の計画を立てますが、ケース会議の開催に当たっては、必要に応じて保護者や外部の専門家等にも参画を求め、家庭や通級による指導等の場面における情報を収集できるよう、連絡調整を行うことが望まれます。

ケース会議では、児童生徒の状況の共有や、課題の明確化、今後の具体的な支援内容や方針の確認等を行います。また、ケース会議の結果を校内委員会で報告し、全校の教職員間の共通理解を図ることが重要です。



コラム ケース会議について

■ケース会議の進め方

校内委員会は、校長が主導し、校内においての情報共有が目的になるのに対して、ケース会議は、その児童生徒や保護者の「困っていること」「必要なこと」に対して、関係者が少人数で話をしていくことが目的になります。形式的な会議に終わらせることなく、実効性のある会議にしていくことが大切です。会議の構成員は、それぞれの立場で、それぞれの思いをもって参加し、発言をします。抽象論や思いだけが飛び交うのではなく、具体的な目標設定を基に、具体的な方策や時期を区切っていくことが有効です。

■構成員

構成員は、児童生徒の実態を把握し、情報提供ができるメンバーで柔軟に構成されることが必要です。特別支援教育コーディネーターはもちろん、保護者、担任（交流学級も含む）、管理職、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療、保健、福祉、労働関係者、教育委員会関係者等、形式的な議論にとらわれず、しっかり実効性のある話し合いができる少人数のメンバーで構成されることがいいと思われます。

■ケース会議のポイント

- ①目標設定をはっきりとさせる（長期的・短期的）
「子どもとの信頼関係を作る」というような抽象的な目標ではなく、「当該児童を運動会の表現活動に参加させる」というような具体的な目標を設定します。
- ②「誰が、何を、いつまでに、どうやって」を確認できるように
実際に出席した関係者のそれぞれが、自分が何をするのか、役割分担をはっきりとさせると共に、その評価と新たな課題を設定する次の会議の開催時期を定めていくような流れが望ましいです。
- ③一番困っている人に焦点を当てる
不適応等で一番困っているのは児童生徒であったり、保護者であったりします。その困り感に焦点を当てて、支援方法等を検討することが大切です。
- ④無理に「一致」ではなく、「共有」を目指す
全てに渡って一つの決定事項を出すことよりも、ケース会議を通じて、問題意識や課題を参加者が共有できることの方が大切です。
- ⑤会議で話し合われた内容を共通理解
会議の記録を取り、出席者全員が会議の終了時に、共通理解した内容について確認することが重要です。

3 各学級担任への支援

特別支援教育コーディネーターは、各学級担任からの相談に応じ、助言または援助等の支援を行います。学級担任に助言する場合、学級の状況や教員の実情に合わせた助言や援助を行う必要があります。また、学級担任一人に任せず、学校内の教職員にもそれぞれの立場で支援を担う体制作りを行うことが大切です。

(1) 各学級担任からの相談状況の整理

特別支援教育コーディネーターは、支援を要する児童生徒について、各学級担任から相談を受け、児童生徒の情報を偏りなく多角的に聞き取り、各学級担任と一緒に、児童生徒を取り巻く状況の整理をしていきます。

その過程が、学級担任自身がその学級の課題を解決していくに当たっての糸口を見つけることにもつながります。

特別支援教育コーディネーターの最大の役割は学校内外の関係者を「つなぐ」ことです。専門的な知識をもつこと以上に、関係者の話に耳を傾ける「姿勢」と関係者を「つなぐ」「調整力」を大事にしてください。



先輩コーディネーター

① 情報収集と整理

特別な支援を必要とする児童生徒に対する学級担任への支援に当たり、学級担任からの聞き取りの情報を留まらず、関係する他の教職員、児童生徒本人や保護者の話等を聞き取り、その情報を整理し、方策を立てる上での情報として活用していくことが必要です。



先輩コーディネーター

日頃から職員室等でお茶を飲みながら、その日の児童生徒の様子を共有できる場があるといいですね。他の教職員と気軽に情報交換ができるような関係作りに努めることも大切です。

② 結論を急がず、考える過程を大切に

困難な状況を解決するための特効薬のような方法はありません。一つの課題を共有し、共に考える過程を通して、相談対象の教員自身が精神的にリラックスできたり、自分の指導を振り返ったりすることもできます。

特別支援教育コーディネーターは、結論を急ぐことなく、学級担任と共に考える姿勢が大切です。

③ 具体的なスモールステップの取組を

児童生徒への支援においては、具体的かつスモールステップの手立てを設定することが有効です。効果が見られない場合は、その評価を的確に行い、手立てを見直します。

(2) 各学級担任と共に行う児童生徒理解と学校内の特別支援教育体制の検討

特別支援教育コーディネーターは、児童生徒の実態把握を行い、各学級担任ができることを見極めながら助言をしていきます。各学級担任の児童生徒への理解を深めるために、その時点で推察される児童生徒の障害から生じる困難さの状況や行動等の背景・考え方、今後の対応への見通し等を説明することも大切です。

児童生徒が直接、特別支援教育コーディネーターに相談に来た場合は、丁寧に事情を聞き取り、相談内容を把握した上で、児童生徒を取り巻く状況を整理していきます。この際、必ず、各学級担任と連携を図ることが重要です。

児童生徒の実態把握ができたなら、それらに基づく支援について、学級担任と相談する中で提案するとともに、必要に応じて校内委員会でも提案し、学校全体で共有することが大切です。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省、H29.3）より

①学級担任への助言または援助

児童生徒の様子を見取る時に、自分の人生経験、学生時代の経験、教員になってからの経験等に頼るような見方をしていると、児童生徒の障害の特性や、その背景、そこから生じる困り感を理解できないことがあります。ましてやそうした児童生徒への対応を「あまやかし」「不平等」等として捉えてしまう場合があります。

特別支援教育コーディネーターは、児童生徒の障害の状況等により、障害による学習上または生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、児童生徒が意欲的に課題に取り組めるよう、助言または援助することが重要です。児童生徒への支援に当たっては、短期的、長期的な見通しをもって、PDCAサイクルの中で学級担任と共に取組を進めることが大切です。

学級担任の熱意や考え、大変さ等も理解しながら、学級担任自身が児童生徒理解の「守備範囲」を広げることができるよう助言・援助することが大切です。特に校内委員会では、教職員全員の「守備範囲」を広げる絶好の機会です。学級担任が、心に余裕をもって児童生徒への指導・支援に当たることができるよう、助言・援助していきましょう。



守備範囲が広い!



先輩コーディネーター

②児童生徒の相談窓口として

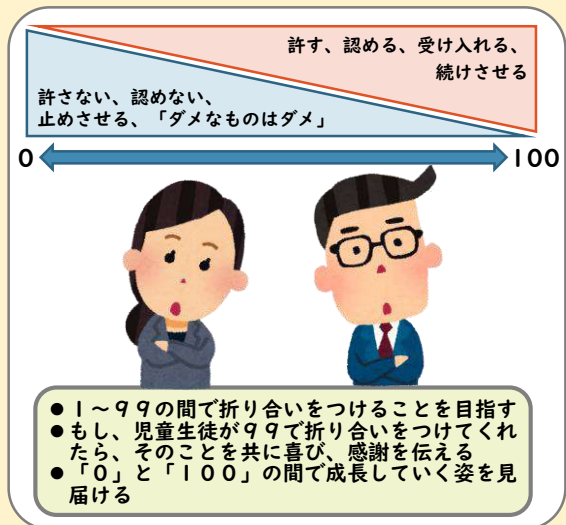
児童生徒によっては、特別支援教育コーディネーターや養護教諭等に相談する場合があります。特別支援教育コーディネーターは、当該児童生徒の学級担任と相談内容について共有し、連携を図ります。教職員間の良好な人間関係の構築に努め、学級担任を含めた組織で対応する体制を作ることが大切です。児童生徒や学級担任との距離感を上手に活用し、児童生徒への支援を行ったり、支援に必要な情報収集や方策を見出したりします。

コラム

信念や教育観を「連続体」として捉える

児童生徒の行動を「許すか許さないか」、「認めるか認めないか」という二項対立[※]的な考え方で当てはめていることはありませんか。「正義の反対がもう一方の正義」といった「白か黒か」や「0か100か」の判断で悩んでいるうちは、状況も改善していきません。0と100の間に「1～99」までの細かな目盛りがあると考え、教員も児童生徒も、そのどこかで折り合いをつけられることが大切です。二つの考えを対極に置いた対立の構図で捉えるのではなく、連続体として考えることで、実際の指導においても瞬時の柔軟な判断に役立てられるようになります。

※二項対立…論理学で、二つの概念が矛盾または対立の関係にあること。また、概念をそのように二分すること。



月刊「実践みんなの特別支援教育」（学研、2021.4）を参考に作成

③校内委員会の活用

校内委員会においては、特別な支援を必要としている児童生徒について、実態とこれまでの対応に関する情報を整理し、今後の支援の在り方について検討することとされています。

校内委員会が有効に機能するために、特別支援教育コーディネーターは、特別な支援を必要とする児童生徒の個別的な対応のみを考えるのではなく、学級全体への支援も含めた学級経営や生徒指導の在り方、直接指導に携わる教員への支援等も含め、学校全体の課題として検討することが大切です。

校内委員会では、定期的に情報交換することも重要ですが、課題への対応を先延ばしにしないように、必要な時にすぐに関わる機能性や短い時間で効率よく迅速に対応できるフットワークが求められます。校内の関係する校務分掌とも連携し、校内委員会の組織そのものの専門性を高めていくことが大切です。

(3) 進級時の相談・協力

児童生徒が進級する際には、学級担任が替わることがあります。

児童生徒の多くが同じ学校内の進級になるため、これまでの学級で行われてきた支援内容に関する引継ぎ事項がある場合は、個別の教育支援計画等を活用しながら、次の進級先の各学級担任に、確実に伝えることが重要です。

その際に、進級前後の学級担任間で教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する指導方針が異なることのないよう、校長の指示の下、その調整を行うことも、特別支援教育コーディネーターの役割になります。

なお、進級先における支援内容についても、進級先の学級担任とともに、適宜、保護者に伝えていくことが重要です。

進学する場合や転校する場合は、個別の教育支援計画等を活用しつつ、進学・転校先の特別支援教育コーディネーターと連携しながら、適切に支援内容等を引き継ぐ必要があります。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省、H29.3）より

引継ぎの際、特別支援教育コーディネーターは、担任間の調整を行う重要な役割を担います。児童生徒の障害や特性から生じる困難さの状況や行動等の背景・考え方、これまで行われてきた支援の内容等が適切に引き継がれるように、個別の教育支援計画等を活用し、場合によっては特別支援教育コーディネーターが同席しながら、確認していくことが大切です。そのために、いつ、どのような手順で、どのような内容を引き継ぐのか、明確にしておく必要があります。

年度末には、次年度の担任がまだ不明であったり、前担任が異動したりすることも考えられます。場合によっては、特別支援教育コーディネーター自身が異動等になることも考えられます。このような状況も想定しながら、引継ぎの計画を立てることも重要です。

新年度には、引き継がれた方針を基に、支援内容等について、学級担任等と保護者と共に確認し、個別の教育支援計画の修正を行えるような体制を整えることが大切です。

引継ぎ時に大切にしたいポイントは、児童生徒の障害による困難さの理解と有効な支援を進学先等へ伝えることです。児童生徒の障害による困難さのみを伝えるに留まらず、得意なことや頑張っていること等、児童生徒自身の「強み」を伝えることも大切です。また、児童生徒の実態と共に、支援を行うことで参加できたことやうまくできたこと等も一緒に伝えることを心がけてください。



先輩コーディネーター

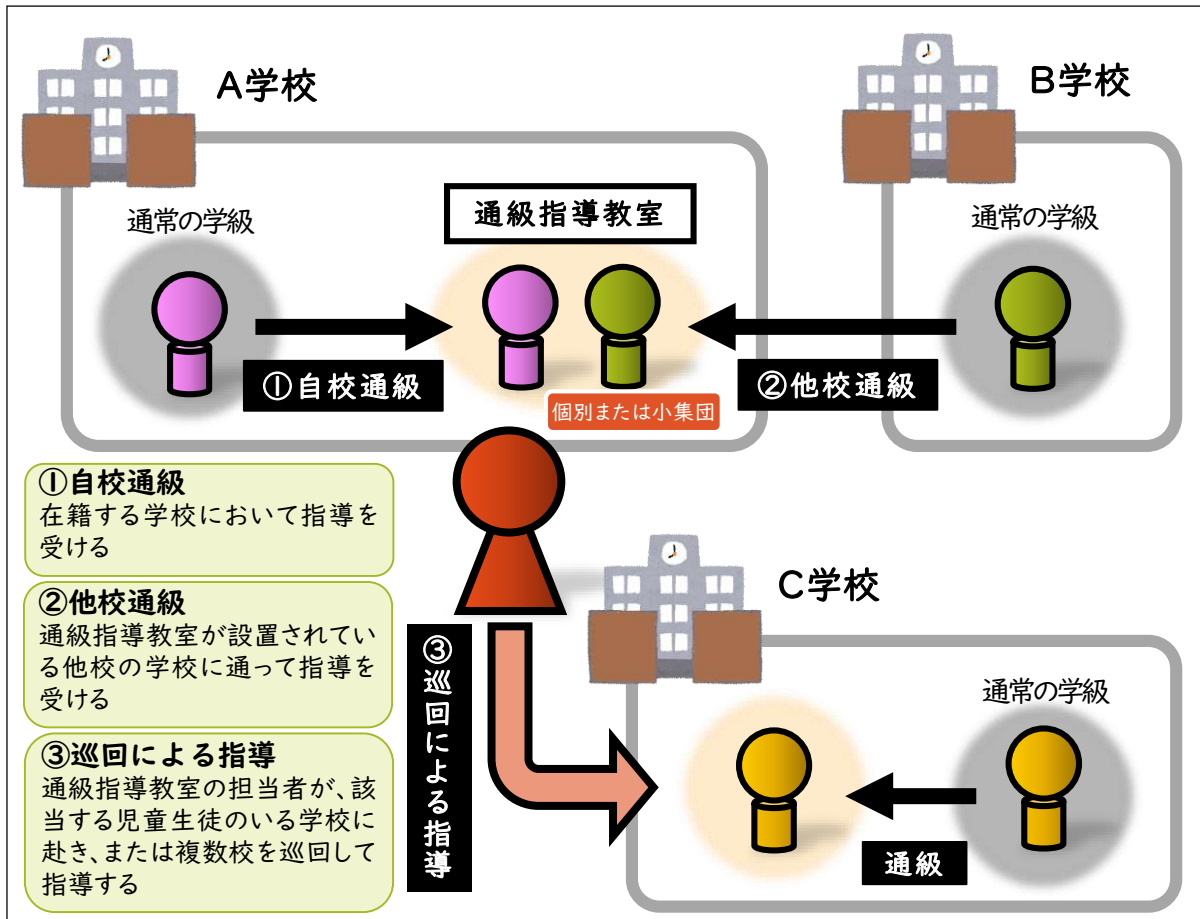
4 通級指導教室との連携

(1) 通級による指導について

通級による指導とは、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室等）で受けるものです。通級による指導では、学習上または生活上の困難を改善し、または克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を受けます。

実施形態として、①児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、②他の学校に通級し、指導を受ける「他校通級」、③通級による指導の担当教員が該当する児童生徒のいる学校に赴き、または複数の学校を巡回して指導を行う「巡回による指導」等があります。

また、平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化され、県内においても、その取組がスタートしています。



教職員のための「通級による指導」ガイドブック(山梨県教育委員会)



初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド(文部科学省)



(2) 通級指導教室との連携について

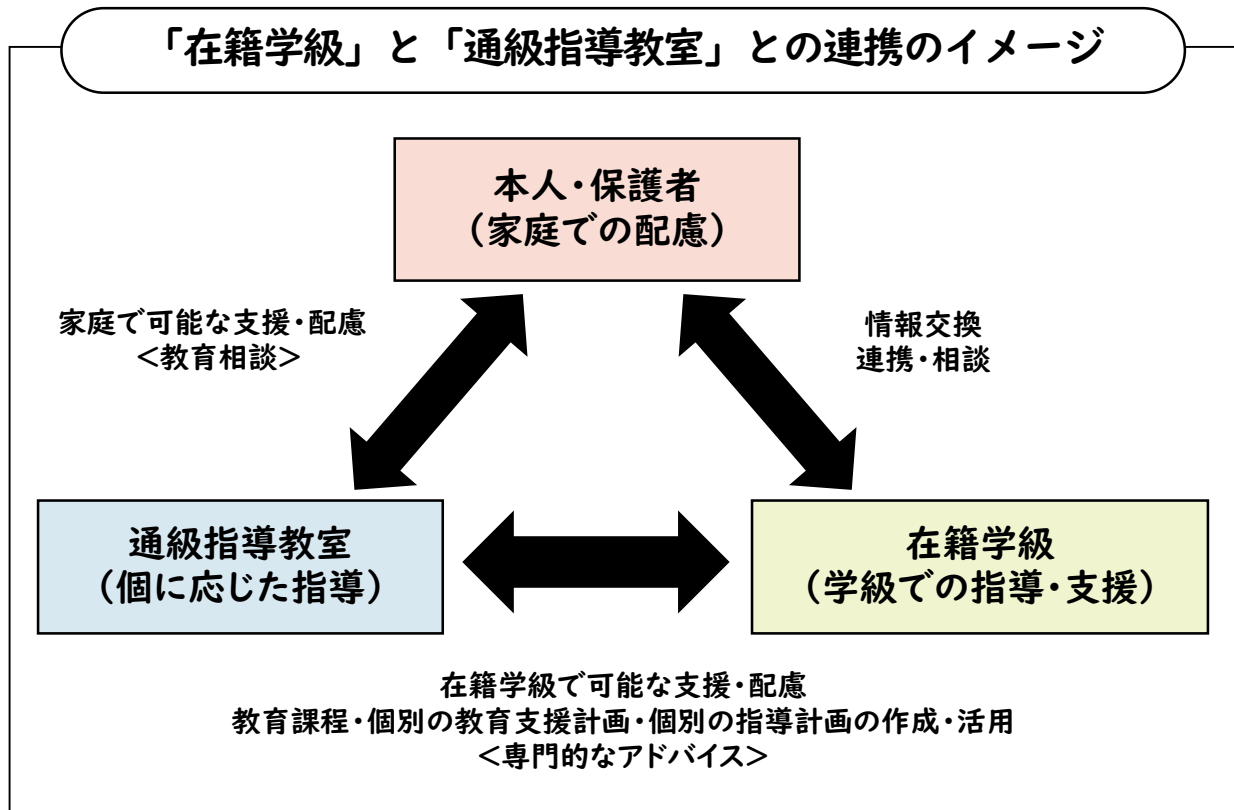
通級による指導の成果を十分に発揮していくためには、通常の学級において受ける各教科等の授業においても、学級担任や各教科の担当が児童生徒の障害の状態や教育上必要な支援等について正しい理解と認識をもちながら、指導上配慮していく必要があります。

そのためには、通級指導担当者が学級担任や各教科の担当に対して情報提供や助言を行ったり、関係者の協力を得てケース会議等を開催したりすることが必要になります。

特に、他校通級の場合には、通級による指導の様子を在籍校での指導に生かすことができるように、通級指導担当者が、児童生徒の在籍学校の担任と情報共有することが大切です。

これらの連携の際には、個別の教育支援計画と個別の指導計画を活用することが大切です。

特別支援教育コーディネーターは、このような情報提供や助言、学校訪問等が、通級による指導を効果的に行うために必要不可欠なものであることを理解し、通級指導教室との適切な連携を進めます。



教職員のための「通級による指導」
ガイドブック2 (山梨県教育委員会)



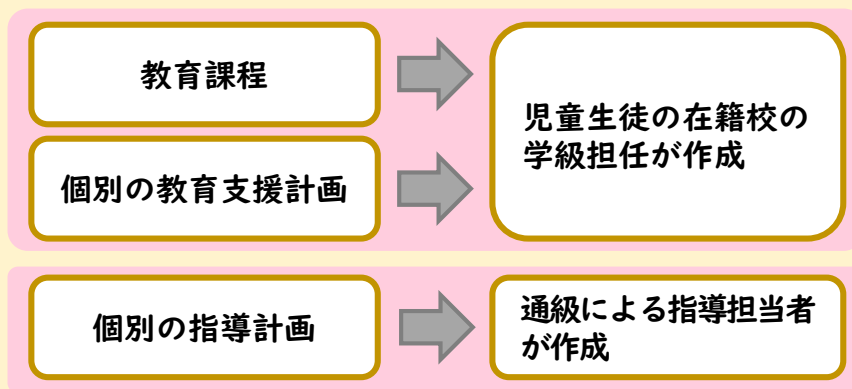
通級による指導における特別の教育課程

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

コラム

通級による指導を受ける児童生徒の特別の教育課程は、原則として在籍学校の学級担任が作成します。また、個別の教育支援計画も同様です。作成に当たっては、通級による指導担当者との連携を図り、必要に応じて助言等を受けながら作成します。

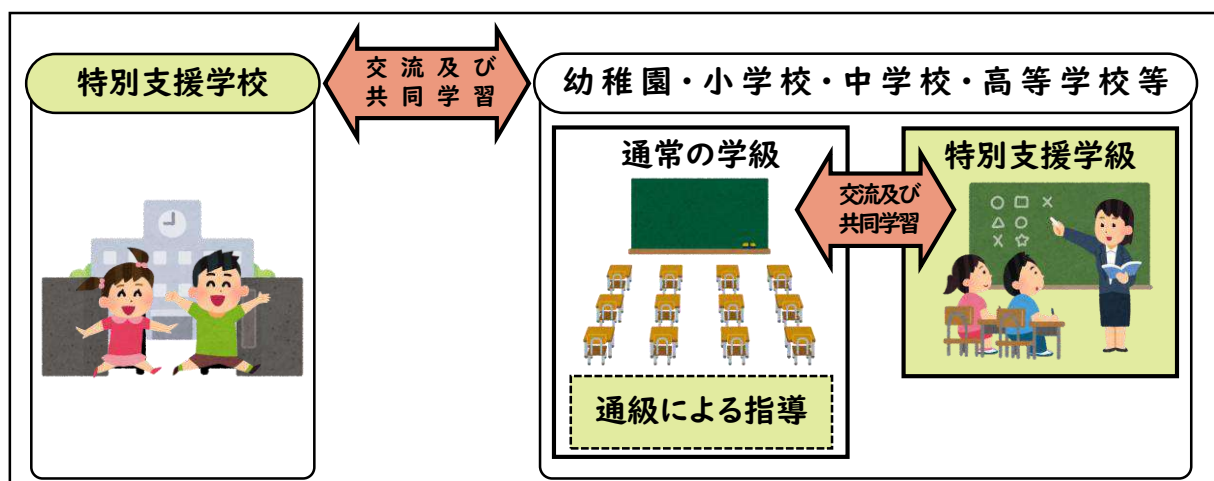
通級による指導では、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を受けるため、個別の指導計画を作成することとなっています。個別の指導計画は、実際に指導を行う通級による指導担当者が作成を行いますが、児童生徒の学級担任も作成に関わっていくことが大切です。



5 交流及び共同学習

(1) 交流及び共同学習の意義・目的

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等が行う交流及び共同学習は、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動することを通して、障害のあるなしに関わらず、一人一人の経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むと共に、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる等、大きな意味があります。交流及び共同学習では、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。



(2) 交流及び共同学習の内容

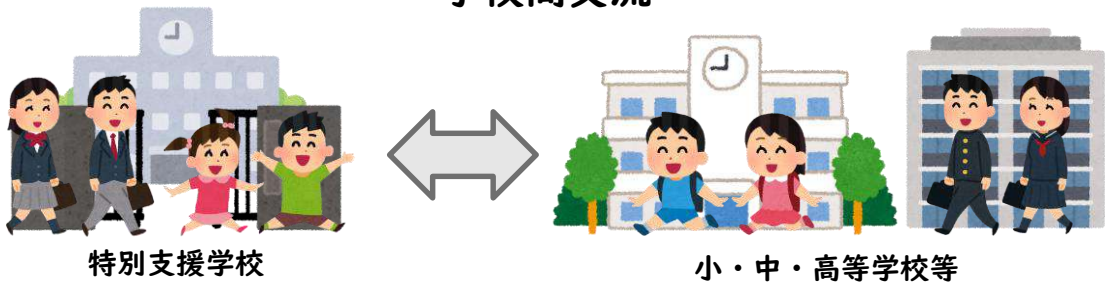
■特別支援学校との交流及び共同学習

学校間交流は、特別支援学校と幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校間で行う幼児児童生徒相互の交流及び共同学習です。あらかじめ両校が十分に相談した上で、教育課程及び年間指導計画に適切に位置付け、計画的・継続的に取り組むことが大切です。

居住地校交流は、特別支援学校に在籍している幼児児童生徒等が居住している地域の幼稚園、小・中学校等と行う交流及び共同学習です。実施に当たっては、幼児児童生徒等や保護者、幼児児童生徒等が在籍する特別支援学校と居住する地域の幼稚園・小・中学校等の関係者が、居住地校交流の意義・目的、実施の方法や役割分担等について、十分に共通理解しておくことが大切です。

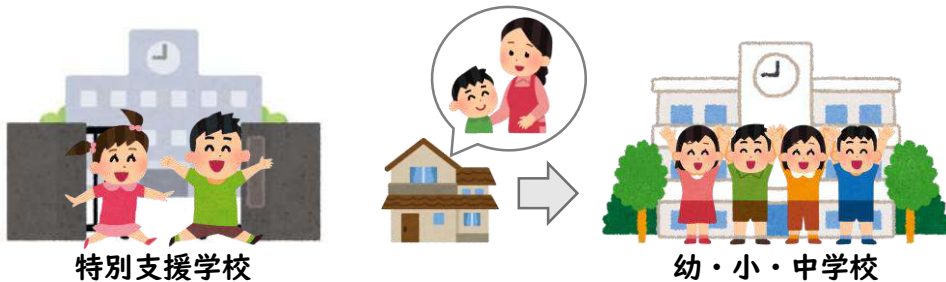
特別支援教育コーディネーターは、学校間交流、居住地校交流の調整を行う際の学校の窓口となることも考えられます。実施に向けて、全ての教職員に取組について共通理解を図り、連携しながら進めることが大切です。また、特別支援学校と小・中学校とで設置者が異なることから、保護者と学校間や交流を行う学校間の連絡調整を円滑に行うために、場合によっては各小・中学校を設置している市町村（組合）教育委員会と連携・協力することも考えられます。各学校の実情に合わせた円滑な連絡調整を行うことで、交流及び共同学習を継続的な取組としていくことが大切です。

学校間交流



特別支援学校と幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校間において行う、幼児児童生徒相互の交流及び共同学習

居住地校交流



特別支援学校に在籍している幼児児童生徒が、当該居住地の幼稚園、小・中学校等と行う交流及び共同学習

(2) 小学校から中学校への引継ぎ

小学校の校長は、中学校の校長と連携を図り、教育上特別な支援を必要とする児童に対する支援内容を記載した個別の教育支援計画等を、保護者の同意を得つつ、引き継ぎます。

また、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、効果的と考えられる支援方法や配慮事項を記述することも考えられます。

なお、小学校から中学校に進学すると、教科担任制となり、部活動が始まること等により、学習環境や生活環境が大きく変化するため、特に、学びにくさを感じている教科等の目標や内容について明確にした上で、教科担任にも確実に引き継ぐ必要があります。そのために、双方の校長は、関係教職員による互いの学校見学や、児童や保護者の中学校見学等の機会を設ける等、積極的な連携を図ることが重要となります。

また、小学校から引き続き通級による指導を実施する場合にも、担当者相互の情報交換や引継ぎに加え、児童本人や保護者の教室見学や体験等を通じて、児童自身に進学先の通級による指導をよく理解させた上で実施することが大切です。

(3) 中学校から高等学校への引継ぎ

中学校から高等学校への進学においても、個別の教育支援計画、中高連携シート等を活用した引継ぎの重要性は、幼稚園から小学校及び小学校から中学校への段階と変わりませんが、入学者選抜があるため、これを踏まえて適切に引継ぎを行う必要があります。

中学校の校長は、保護者や担任、特別支援教育コーディネーター、進路指導主事等と共に、生徒の障害の状態や支援内容等について、入学事務説明会前、入学者選抜前、入学前のそれぞれの時期に、どの情報を引き継ぐかを整理することが重要です。

高等学校等の校長は、生徒に障害があることが入学者選抜等において不利になるものではないことや、生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供について検討する用意があることを、保護者、地域及び中学校に対して、積極的に周知する必要があります。

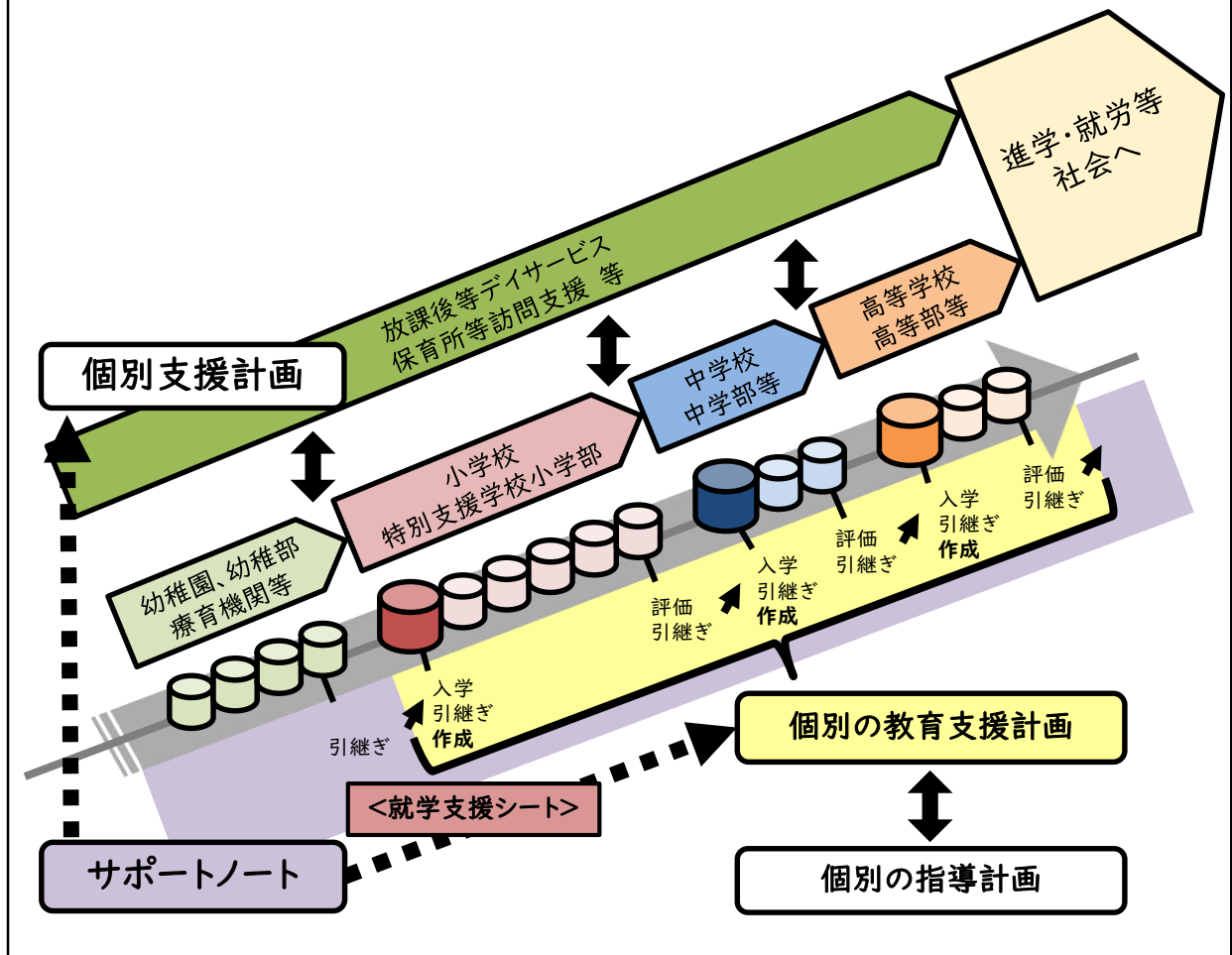
また、中学校から高等学校等への移行段階においても、保護者の同意の上、学びにくさを感じている教科等の目標や内容について明確にした上で、学習指導上留意すべき点等についても引き継ぐ必要があります。

(4) 特別支援学校との引継ぎ

校長は、教育上特別な支援を必要とする児童生徒が、特別支援学校に転校や進学をする場合も、転校・進学先の校長と連携を図り、支援内容を記載した個別の教育支援計画等を、保護者の同意を得つつ、引き継ぎます。

同時に、教育上特別な支援を必要とする児童生徒を特別支援学校から小・中学校へ受け入れる場合においても、適切な支援内容を引き継ぐ必要があります。

幼稚園・保育園(所)、小学校、中学校、高等学校間の引継ぎのイメージ



学校内の役割 6 幼稚園・保育園(所)、小学校、中学校、高等学校間の引継ぎ



障害のある子どもの就学支援ハンドブック
～特別支援教育の充実によるインクルーシブ教育システムの構築～



個別の教育支援計画C票 → 資料編 P.49

コラム 中高連携シート

中高連携シートとは、特別な支援を必要とする生徒の在籍中学校から進学先高等学校へ、コミュニケーションや学習面、進路希望等、高等学校生活を送る上で必要な情報を提供するための連携ツールです。その活用により、高等学校においても支援のための情報が共有され、生徒がより円滑な高等学校生活を送ることができるようになります。

作成に当たっては、情報提供に係る保護者の同意を得た上で作成し、中学校と高等学校で連携会議等を実施し、担当者同士が必要な情報を共有することが大切です。

中高連携シート → 資料編 P.51

教育上特別な支援を必要とする児童生徒の進路検討においては、特別支援学級担任のみに任せるのではなく、当該学年や学校としても同じ歩調で支援していく必要があります。進路指導が単なる進学先選びに留まらず、障害や発達の特性の理解、将来への希望等、生き方そのものを考える機会となるよう、保護者や関係者も含め取り組める体制が望まれます。



小・中・高等学校の各ステージにおいて、段階的に指導計画を立て、家庭とも連携する中で、早期から、様々な可能性を探りながら卒業後の進路や将来のことを考えていく必要があります。

各学校におけるキャリア教育では、特別活動を中心としつつ、総合的な学習（探究）の時間等を利用し、様々な取組がなされています。特別支援学級に在籍している児童生徒においても同じです。

取組の一つとして、児童生徒が新たな学習や生活への意欲につなげたり、主体的に自己の在り方や将来の生き方を考えたりすることをねらいに、キャリア・パスポート※8の作成と活用が行われています。作成と活用を通し、教員や保護者が、児童生徒の状況の把握や対話的な関わり、目標修正等の改善の支援を行うことで、児童生徒が、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとすることが期待されています。



「キャリア・パスポート」例示資料等
「キャリア・パスポート」Q&A
(文部科学省)



例示資料等



Q&A

キャリア・パスポート参考例

<p>○年生のわたし 名前</p> <p>(本名・今のわたしの名)</p> <p>好きなもの・夢中になっていること</p> <p>将来の夢や目標・目標にしたい人</p> <p>自分の思いどころ得意なこと・大切にしていること</p> <p>○年生の目標とそれのために取り組むことを書きますよ！</p> <p>(学習面)</p> <p>→</p> <p>(生活面)</p> <p>→</p> <p>(人間・地力)</p> <p>→</p> <p>(ボランティア・関心・興味・活動など)</p> <p>→</p> <p>○小学校の最上級までがんばりたいこと</p> <p>先生から</p>	<p>(学校行事) 名前</p> <p>(学校行事)の目標(学校、学年、学級の目標など)</p> <p>↓</p> <p>(学校行事)の自分の目標</p> <p>↓</p> <p>(学校行事)をふり返りますよ！</p> <p>①目標を達成するためにがんばったことや、よくなったこと</p> <p>②思い出に残ったこと</p> <p>③自分が成長できたと思うこと</p> <p>④みんなのためにがんばれたこと</p> <p>⑤これからの生活でがんばりたいこと</p>	<p>○年生 ○学期のふりかえり 名前</p> <p>○学期の自分をふり返りますよ！</p> <table border="1"> <tr> <td>自分ががんばらなくてよかったか、○をつけましょう</td> <td>よくできた</td> <td>まあまあ</td> <td>がんばった</td> <td>できなかった</td> </tr> <tr> <td>その場にはよかったですけど、いつか得意を取ることができたか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高いやりの気持ちを持ち、相手の立場で考えて行動しようとすることができたか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>得意な事・活動の大切さを考えながら、仕事を最後までやり遂げることができたか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>きまりやマナーの大切さを考えながら、守ることができたか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気になることを調べたり、新しいことにチャレンジしたりできたか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自分で課題を見つけ、自主的に家庭学習ができたか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自分の将来について考えたり、調べたりして、少しなげればならないことを見つけられたか</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○学期にがんばったことを書きますよ！</p> <p>(学習面)</p> <p>(生活面)</p> <p>先生から</p> <p>お家の人から</p>	自分ががんばらなくてよかったか、○をつけましょう	よくできた	まあまあ	がんばった	できなかった	その場にはよかったですけど、いつか得意を取ることができたか					高いやりの気持ちを持ち、相手の立場で考えて行動しようとすることができたか					得意な事・活動の大切さを考えながら、仕事を最後までやり遂げることができたか					きまりやマナーの大切さを考えながら、守ることができたか					気になることを調べたり、新しいことにチャレンジしたりできたか					自分で課題を見つけ、自主的に家庭学習ができたか					自分の将来について考えたり、調べたりして、少しなげればならないことを見つけられたか				
自分ががんばらなくてよかったか、○をつけましょう	よくできた	まあまあ	がんばった	できなかった																																						
その場にはよかったですけど、いつか得意を取ることができたか																																										
高いやりの気持ちを持ち、相手の立場で考えて行動しようとすることができたか																																										
得意な事・活動の大切さを考えながら、仕事を最後までやり遂げることができたか																																										
きまりやマナーの大切さを考えながら、守ることができたか																																										
気になることを調べたり、新しいことにチャレンジしたりできたか																																										
自分で課題を見つけ、自主的に家庭学習ができたか																																										
自分の将来について考えたり、調べたりして、少しなげればならないことを見つけられたか																																										

※7 キャリア教育

学校全体で行うことという前提の下、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返る等、教育活動全体の取組を自己の将来や社会につなげていくための要として、特別活動に位置付けられている。

※8 キャリア・パスポート

キャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動やホームルーム活動を中心として、各教科と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオのこと。小学校から高等学校を通じ、児童生徒が自らの学習やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして自己評価を行い、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるもの。また、教員や保護者が対話的に関わり、成長を促し系統的指導に資するもの。

Ⅱ 外部との連携

特別支援教育コーディネーターは、特別支援学校のセンター的機能を活用するときやその他教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡調整も行います。

地域の教育、医療、保健、福祉、労働機関やそれらが提供している支援内容等について情報を収集・整理し、必要に応じて教員や保護者へ情報を伝えます。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省）より

1 教育関係機関との連携

(1) 幼稚園・保育園等、小学校、中学校、高等学校との連携

各校種間において、相互に児童生徒の実態や指導の在り方等について理解を深めることは、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することとなると共に、広い視野に立って教育活動の改善・充実を図っていく上で極めて有意義であると言えます。また、児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し、協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待されます。

特別支援教育コーディネーターは、各園・学校の特別支援教育コーディネーター等と連携し、園・学校訪問や新入時の体験入学、各学校間の連携会議等の中で、学習や生活に困難さのある児童生徒の早期発見や実態把握を行う上で連絡調整の窓口となることが考えられます。日頃から各園・学校との連携を深めることにより、入学後においても児童生徒についての情報を共有し、各学校における指導・支援に生かすことが大切です。

(2) 市町村（組合）教育委員会との連携

市町村（組合）教育委員会には、支援が必要な幼児等に関しては就学に当たって「就学支援シート」等を作成し、その状態や支援に関わる情報を、小学校へと書面で引き継ぐことをすすめています。幼児期から就労まで切れ目なく支援を行うためのもので、入学時から適切な支援を行うと共に、早期に個別の教育支援計画を作成するための資料になります。

また、特別支援教育支援員の配置に関わっても、密接に情報交換を行う必要があります。保育所等においては、市町村の保健・福祉担当部局との連携を図りながら支援方法の検討を行うため、その連携状況も学校における児童生徒の大切な情報になります。

市町村（組合）教育委員会や保健師等が、保護者に対して「サポートノート（山梨県版相談支援ファイル）」の作成をすすめている場合は、「就学支援シート」と同様に、大切な情報の一つとなります。

就学後、校内委員会において、児童生徒の学びの場の変更が話題にのぼったり、検討されたりするような場合には、管理職を通して教育委員会にも連絡し、総合的な判断をしてもらえるように、十分な情報を提供することが必要です。

(3) 総合教育センター相談支援センターとの連携

総合教育センター相談支援センター特別支援教育担当は、来所相談、電話相談等を通して障害のある幼児児童生徒、保護者、学校及び市町村（組合）教育委員会への支援を行っています。また、市町村（組合）教育委員会からの要請により、教育支援アドバイザーとして学校等を訪問し相談支援を行います。校内委員会で十分に検討した上で、総合教育センターへの相談をすることで、適切な指導や必要な支援の助言を得ることができます。

■相談支援センター特別支援教育担当

電話番号:055-263-4606

※県内の特別支援学校へのリンク、特別支援教育に関する関係機関へのリンク、各種資料・リーフレット等が掲載されています。



総合教育センターホームページ
(特別支援教育のページ)



(4) 特別支援学校との連携(センター的機能の活用)

特別支援学校のセンター的機能を要請し、特別支援教育コーディネーター（地域支援担当）による学校訪問や幼児児童生徒の観察を通して、支援に関する専門的な指導・助言を受けることができます。特別支援学校には、PT等専門家が派遣されているため、より専門的なアドバイスを受けることもできます。これらの指導・助言は個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成やそれぞれの計画を基にした支援方針、方法の確立に大変有効なものになります。

次ページ以降に示す「山梨県における各学校等への支援体制」等を参考に、必要に応じてセンター的機能により、各地域の特別支援学校に職員の派遣を要請します。要請に係る書式等は各県立特別支援学校のホームページからダウンロードすることができます。

■センター的機能の具体的な内容

- 各学校の教職員への支援機能
- 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画等の作成への助言等、障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- 教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- 各学校の教職員に対する研修協力機能
- 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能 等

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(文部科学省)を参考に作成

センター的機能の活用により児童生徒への支援に関する助言を求める場合、あらかじめ校内委員会において、当該児童生徒への実態把握を行ったり、指導方針等について検討したりすることが大切です。その上で、対応等が難しいケースに対してセンター的機能を活用することで、校内委員会がより効果的に機能し、学校全体の教育支援体制のスキルアップにつながります。



特別支援学校の
特別支援教育コーディネーター

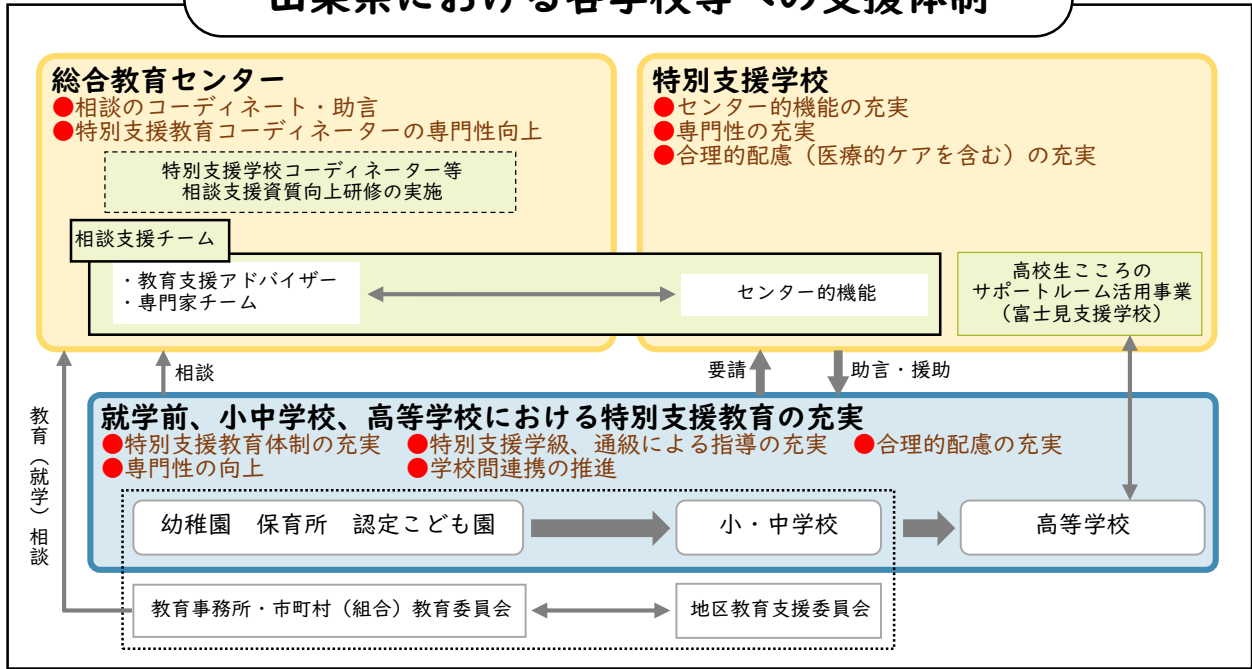
これにより、たとえ対象児童生徒が変わったとしても、より多くの児童生徒に適切な指導と必要な支援を行うことができるようになります。学校が、担当する教員を孤立させない、組織としての対応を行うことができるよう援助・助言します。



特別支援学校一覧
(山梨県教育委員会ホームページ)

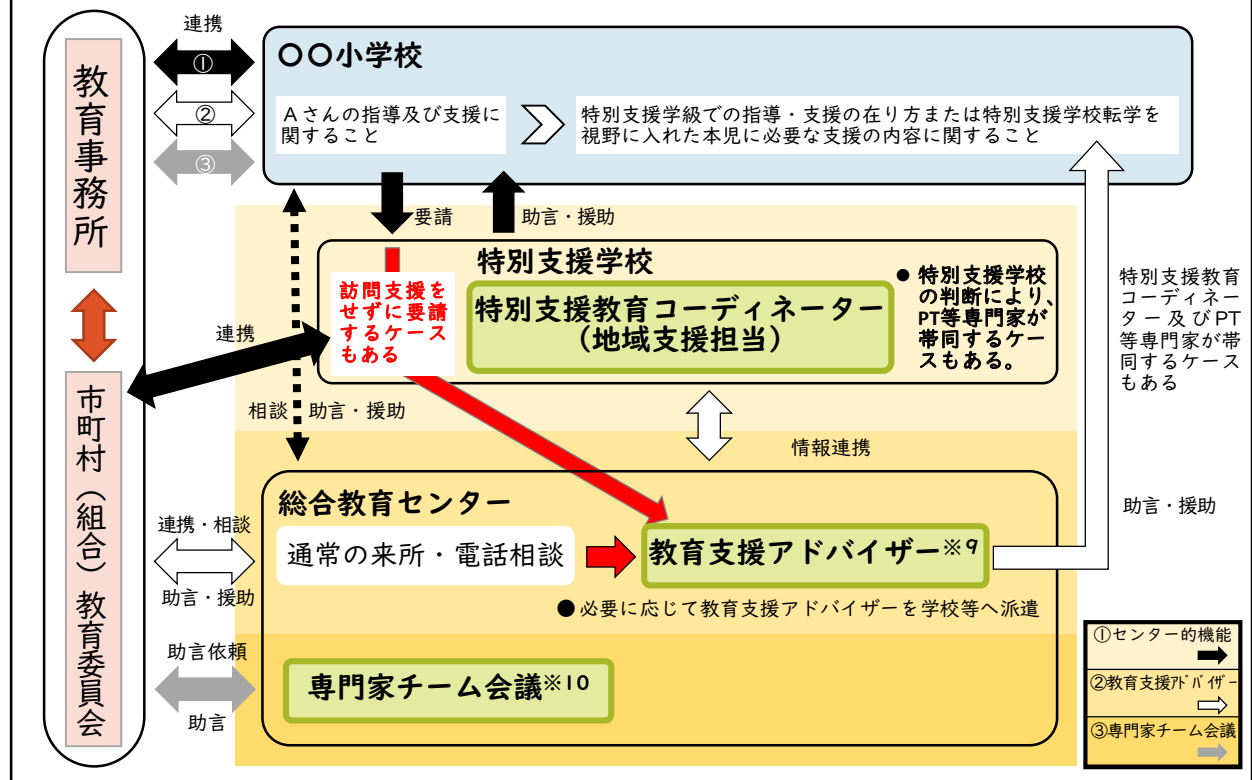


山梨県における各学校等への支援体制



相談支援チームの連携イメージ

■小学校の特別支援学級に在籍するAさんが、不適応を起こしている事例



センター的機能の発揮に係る基本方針 → 資料編 P.52
 センター的機能の発揮に係る指定地域 → 資料編 P.53

※9 教育支援アドバイザー

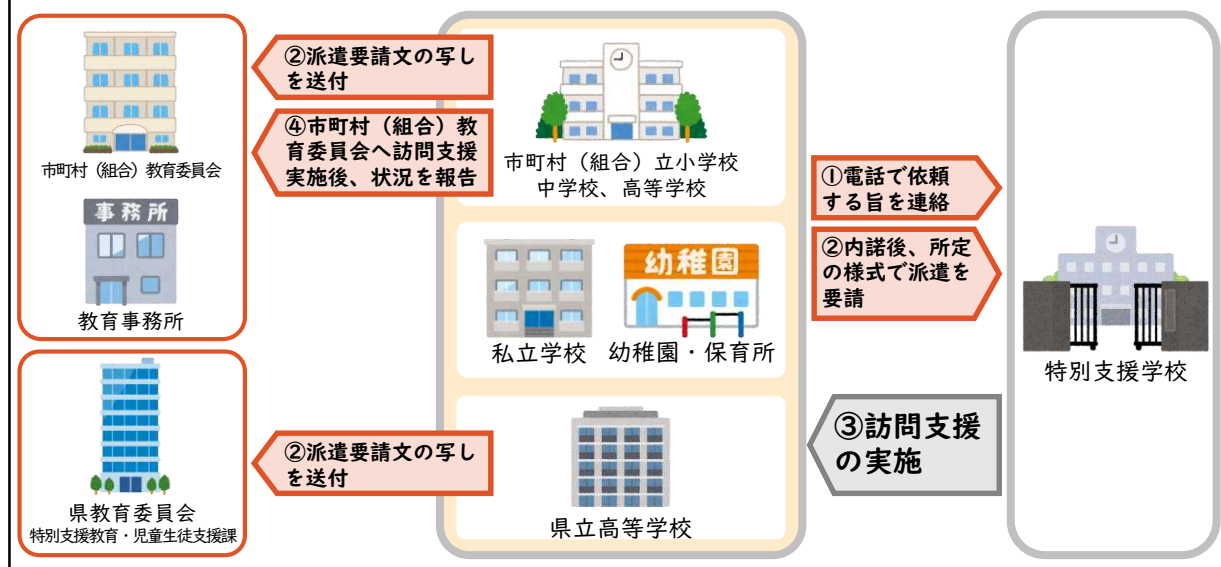
幼児児童生徒の就学や転学、学習指導や支援において、課題が解決・改善されない困難な事例について学校等を訪問し、当該幼児児童生徒を観察し、課題の解決に向けた援助・助言をする。

※10 専門家チーム会議

センター的機能及び教育支援アドバイザーが扱う困難事例に関する相談や県教育支援委員会が指導及び助言を依頼されている事例について、医療、福祉、教育、心理に関する専門的助言を行う。

外部との連携
 |
 教育関係機関との連携

特別支援学校のセンター的機能を要請する手続き



2 その他の関係機関との連携

その他の関係機関には、医療、保健、福祉、労働の専門分野に応じて、例として以下のような機関が挙げられます。

- 【医療】 病院（医師、PT等専門家、ケースワーカー） 等
- 【保健】 各市町村の保健担当（保健師等）や子育て担当部局 等
- 【福祉】 市町村の障害福祉担当部局、児童相談所、こころの発達総合支援センター、児童発達支援センター、各事業所（児童発達支援、保健所等訪問支援、放課後等デイサービス） 等
- 【労働】 各市町村の就労支援に関わる担当部局、各地域の障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、ハローワーク 等

「個別の教育支援計画」作成のための教職員向けリーフレット（山梨県教育委員会）」（R3.3改訂）より

これらの関係機関と連携することで、児童生徒の実態についての客観的なアセスメントや身体・心理面でのリハビリテーション、医療的な診断や治療、さらに就労についての支援等について相談することができます。相談内容によって、どこに相談すればよいかわからない場合には、教育委員会や総合教育センターに問い合わせ、適切な相談先を教えてもらうこともできます。また例年、山梨県教育委員会のホームページの「山梨の特別支援教育の概況」には、相談機関等及び社会福祉関係団体の連絡先一覧を掲載しています。

特別支援教育コーディネーターは、これらの関係機関との連携が必要かについて、あらかじめ校内委員会で検討を行います。また、保護者の承諾や理解を得ることが前提になりますが、児童生徒の主治医や地域の保健師、家庭状況によっては福祉関係者等がもっている情報を収集したり、情報提供の窓口となったりする場合があります。その場合、極めて高度な個人情報の取り扱いになるため、対応においてはその都度校長の指示を仰ぐことと報告が必要になります。



「山梨の特別支援教育の概況」のページ
（山梨県教育委員会）



①PT:理学療法士(Physical Therapist)

- ケガや病気等で身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩く等）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理手段を治療目的に利用するもの）等を用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。
- 関節可動域の拡大、筋力強化、麻痺の回復、痛みの軽減運動等、機能に直接働きかける治療法から、動作練習、歩行練習等の能力向上を目指す治療法まで、動作改善に必要な技術を用いて、日常生活の自立を目指す。

②OT:作業療法士(Occupational Therapist)

- 運動や感覚・知覚、心肺や精神・認知等の心身機能を維持、改善する基本的な動作能力、食事やトイレ、家事等、日常で必要となる活動を維持、改善する応用的動作能力、地域社会への参加、就労・就学に関する社会的適応能力の主に3つの能力の維持、改善を目標として活動する。
- 学校においては、運動機能に障害のある児童生徒の対応だけでなく、発達障害等の児童生徒の姿勢保持や基本動作、協調運動、書字機能等のトレーニングや教材教具・支援機器の開発等の支援も行う。

③ST:言語聴覚士(Speech-Language-Hearing Therapist)

- ことばによるコミュニケーションに問題がある人に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する。
- 摂食・嚥下の問題にも専門的に対応する。
- ことばによるコミュニケーションの問題は脳卒中後の失語症、聴覚障害、ことばの発達の遅れ、声や発音の障害等、多岐にわたり、小児から高齢者まで幅広く現れる。STは、ことばによるコミュニケーションの問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う。

④ORT:視能訓練士(Certified Orthoptist)

- 視機能検査を行い、弱視や斜視に対しての視力向上や正常な両目視機能の獲得を目的とした視能訓練を行う。
- 様々な視機能検査を行い、医師の診断や治療に必要な的確なデータを提供する。
- 眼疾患や外傷等により視機能が低下した状態となったロービジョンの見えにくさを様々な方法で補い、生活の質(Quality of Life)の改善を支援する。
- 視機能検査だけではなくロービジョンによる日常生活、学業の継続等への影響を聞き取り、一人一人に合わせた光学的補助具(拡大鏡、遮光眼鏡等)を選定、見え方を補う様々な工夫、視覚リハビリテーション施設との連携等のアドバイスを行う。

⑤歩行訓練士

- 目の不自由な者が杖(白杖)を使って安全に歩行できるよう、歩行訓練を指導する。
- 点字やパソコンを使って他人とコミュニケーションをとったり、調理、掃除、食事等、日常生活に必要な動作、技能の指導を行う。

⑥心理師[代表して公認心理師の仕事内容を掲載]

- 心理に関する支援を必要とする者の心理状態の観察、その結果の分析を行う。
- 心理に関する支援を必要とする者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助を行う。
- 心理に関する支援を必要とする者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助を行う。
- 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行う。



専門家活用事例集
(山梨県教育委員会)



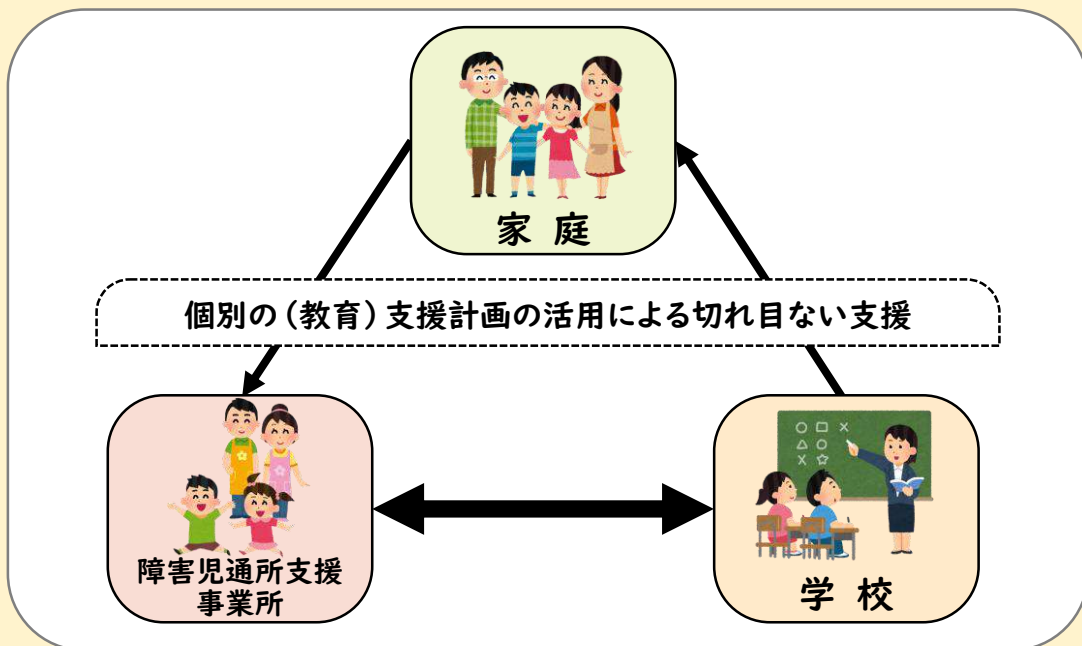
教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されています。

文部科学省と厚生労働省では、平成30年3月に「家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」報告」を取りまとめ、教育と福祉の連携を推進するための取組を促進すること及び保護者支援に取り組むことを、自治体等に求めました。

また、上記の連携推進方策の一つとして、学校において作成される個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して作成されるよう、必要な規定が省令に置かれました。それを踏まえ、学校教育法施行規則を改正し、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成することとされました。

作成に当たっては、当該児童生徒または保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等関係機関や民間団体と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとされました。

各学校においては、障害等のある幼児児童生徒の保護者や障害児通所支援事業所と個別の支援計画の活用による切れ目ない支援のための情報共有や連携強化に向けた取組を進める必要があります。



家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト～障害のある子と家族をもっと元気に～
(文部科学省)



障害者福祉サービスのご案内
(山梨県ホームページ)



III

保護者に対する相談窓口

各学校において、一般的に保護者と主に連絡を行う教員は、児童生徒が在籍する学級の担任になると思われますが、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の保護者からの相談については、特別支援教育コーディネーターが相談窓口の役割を担っているため、保護者から直接相談があることも考えられます。

その際は、児童生徒が在籍している学級の担任と連携を図りつつ、対応することが重要です。

特に、教育上特別な支援を必要とする児童生徒は、環境によって状態が異なることが多く、学校と家庭では様子が違っていることもあるため、児童生徒が在籍している学級の担任と保護者の間では、考え方が異なる場合もあります。

そのようなときにも、対象の児童生徒に関わる専門スタッフが集まり、保護者とともに解決策を考えていくような話し合いの形態をとることも有効です。様々な場合を想定しながら、保護者の相談に対応していくことが特別支援教育コーディネーターの役割になります。

また、特別支援教育コーディネーターは、各学級担任とともに、児童生徒本人や保護者等から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けるなど、合理的配慮の提供に当たっての相談窓口としての役割も果たします。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(文部科学省、H29.3)より

保護者に対する
相談窓口

保護者との信頼関係作り

1 保護者との信頼関係作り

学級の「気になる」児童生徒への指導・支援を行っていく際に、学級担任は、その保護者との関係作りに努めることが大切です。保護者への声かけや連絡ノート等の情報交換を積み重ね、信頼関係を築いていきます。学校で課題に感じていること(児童生徒ができなかったことや失敗したこと)を、学級担任が事実として伝えることも大切ですが、それだけを伝えると関係作りができないばかりか、精神的に保護者を追い込む結果となりかねません。できたことや頑張ったことを中心に伝えることが重要となります。

また、保護者とのコミュニケーションは日常的に行われることが大切になります。保護者は様々な養育上の悩みを抱えています。一方的に学校等からの要求や考え方を押しつけるように伝えるのではなく、まず、学校等ができることを考え、その上で、保護者の考えや悩みを尊重しながら、理解や協力を求めていくような、双方向のコミュニケーションを行うことが大切です。

特別支援教育コーディネーターは、学級担任の相談に応じ、連携を深めることが大切です。場合によっては、自身が授業等で直接関わりのない児童生徒本人や保護者の相談の窓口となることも考えられます。このような時こそ、学級担任と協働し、役割分担して保護者への対応に当たり、信頼関係を構築できるよう援助することが大切です。

2 相談者としての心構え、教育相談の進め方、留意点

我が子に障害があると判断され、そのことが伝えられた時、多くの保護者が動揺します。保護者の障害受容のプロセスは一人一人異なります。保護者によっては、かなりの時間を要する場合もあるため、一人一人の保護者の心理状態をよく理解した上で、長期的できめ細やかな対応が望まれます。保護者の相談窓口となる関係者の心構えとしては、このような保護者の心情や児童生徒のこれまでの育ちの苦勞、治療・療育歴、経過について傾聴すると共に、共感的理解に努め、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切です。

教育相談では、障害の有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止める姿勢が大切です。そのためには、児童生徒の障害やできないこと、課題となる行動にばかり目を向けるのではなく、できるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまく関わっている点等を評価したりする等して、保護者の不安を和らげることに配慮していきます。

保護者の気持ちをも十分にくみ取り、方向を指し示すというよりも、保護者と共に児童生徒の将来について話し合うといった、保護者の伴走者となって教育相談を行うように配慮することが、特別支援教育コーディネーターとして重要です。その上で短期的な目標、中長期的な目標を明確にし、これからすべきことの優先順位を保護者と共有すると共に、児童生徒の成長を確かめ合い、共に喜べるような関わりを継続することが重要です。

保護者に対する
相談窓口

2 相談者としての心構え、教育相談の進め方、留意点

保護者面談に当たっての留意事項

- 保護者が心を開いて話せる雰囲気を作るために、静かでくつろげる環境設定に配慮すること
- 限られた時間の中での大切な出会いであることを念頭において、相互の信頼関係を築くことに心がけること
- 相談が単なる質問や調査に終わることのないよう留意し、保護者の教育に対する意向等に十分耳を傾けること
- 保護者に不安を与えたり、不快感を与えたりするような対応をしないこと
- 保護者のもつ情報が少なかったり、偏っていたりする場合には、適切な情報を提供すること
- 面談担当者には個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておくこと

「障害のある子供の教育支援の手引き～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(文部科学省)」(R3.6)より

- 保護者面談において、話の進め方で大切にしたい2つのポイントがあります。
- ① 保護者が何を求めているのか、ニーズは何かの情報を集めることです。その情報からヒントを得て、話を進めるきっかけを作りましょう。
 - ② 保護者が話す言葉を使って、聞き返すことです。心理的にも保護者が親近感を持ちやすく、好意的な雰囲気になりやすいです。



先輩コーディネーター

我が子に障害があると判断された時、その保護者の障害受容の過程は、混乱から回復までを段階的に進むことが多いです。図1は、子どもに障害があると判断された時のその保護者の反応を、「ショック」「否認」「悲しみと怒り」「適応」「再起」の5段階に分類しています。そして、障害受容のそれぞれの段階に達する時期は一人一人異なります。

図2は、保護者の障害受容の過程を、螺旋形モデルで表しています。螺旋形が伸び縮みすることで、適応または落胆の面が多く現れることとなります。保護者の内面には、障害を肯定する気持ちと否定する気持ちの両方の感情が常に存在していることが多いです。そのため、表面的には二つの感情が交互に現れ、落胆と適応の時期を繰り返すこととなります。

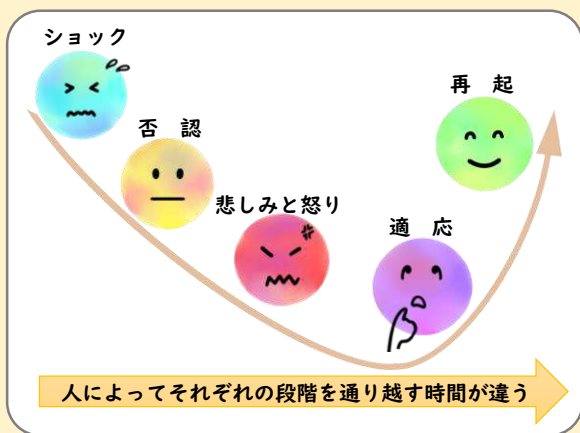


図1 Drortar, et al.(1975)の段階説

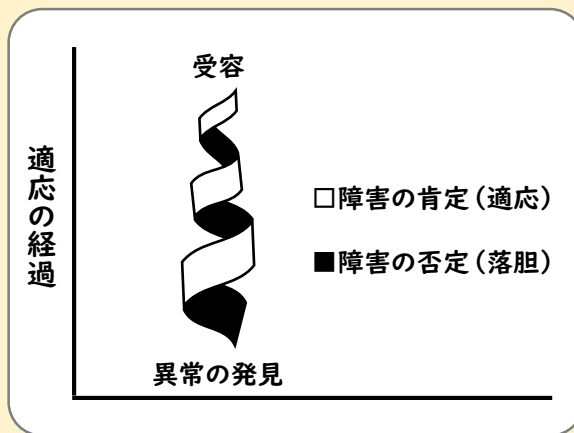


図2 障害の受容の過程

参考文献：中田洋二郎（1995）親の障害の認識と受容に関する考察－受容の段階説と慢性的悲哀－

3 適切な情報提供

学校と家庭では環境も異なるため、児童生徒の生活上の困難さの把握状況は異なることがあります。学校での児童生徒の成長を中心に伝えながら、さらなる成長につながる支援について、家庭での様子も参考にしつつ、保護者と共に今後の対応を考え、学校と家庭が同じ目標で取り組むことが大切です。

保護者に目標や支援内容を伝える際には、関係職員と事前に相談し、特別支援教育コーディネーターや学級担任等、関係職員間で、共通理解を図っておくことが大切です。

また、児童生徒本人や保護者から合理的配慮の提供を求められる場合や、学校側から合理的配慮の提供について本人や保護者に情報提供をする場合等では、特別支援教育コーディネーターが相談窓口としての役割を果たします。

本人・保護者との合意形成が得られ、提供することが決定した合理的配慮の内容については、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画等にも活用していきます。また、個別の教育支援計画等の見直しと共に、合理的配慮の内容についても定期的に評価・改善を繰り返し、見直しを図っていくことが重要です。

私の子どもは小学校5年生の頃、漢字を読むことはできるのに、書くことがほとんどできませんでした。このままでは高校進学も無理なのではないかと思ってました。特別支援教育コーディネーターの先生に相談したところ、漢字の覚え方は人によって違うことを知り、我が子でも取り組みやすい学び方を教えてもらいました。その方法を担任の先生にも伝えていただいて取組を続けたところ、漢字テストでも書ける漢字が少しずつ増えていきました。

そんな我が子も、中学生になりました。進学時には中学校へ、小学校で行ってきた学び方の配慮や支援方法を伝えました。今は、本人が取り組みやすい方法で学習を進め、高校進学を目指して頑張っています。今振り返ってみると、あの時、思い切って相談して本当によかったと思います。



保護者

4 教育支援体制についての地域・保護者等への周知

特別支援教育を推進するために、特別支援教育の対象となる児童生徒や保護者、周囲の児童生徒や保護者に対しても、特別支援教育についての正しい理解及び学校内での教育支援体制を広めていくことが重要です。

例えば、次のようなあらゆる機会を捉えて理解の推進を図る必要があります。

- 学校経営計画(学校経営方針)のホームページへの掲載等
- 児童生徒向けには、儀式的行事での挨拶、全校集会等での講話等
- 保護者向けには、学校だよりやPTA総会、研修会等での挨拶等
- 地域向けには、学校評議員・学校運営協議会・学校関係者評価委員会への教育方針や教育状況の説明等

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(文部科学省、H29.3)より

また、地域・保護者等に向けて、特別な支援を必要とする児童生徒に対して校内で取り組んでいることを知らせ、理解を得るため、お便りを発行する等の取組も考えられます。

学習、行動や対人関係等に支援を必要とする児童生徒についての気づきを促し、児童生徒への支援のヒントを知ってもらい、学校における相談窓口を周知することは、家庭・地域と学校との連携を図る上でも効果的であると考えられます。

資料編

山梨県教育委員会作成の資料等一覧(令和3年7月現在)

表紙	発行年月日	資料名	内容	ページ数	URLアドレス	QRコード
	令和3年3月	「読み」や「書き」の困難さのある子ども達のアセスメントと指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学習障害について ・読みや書きの困難について ・困難に応じた指導・支援 ・アセスメントについて 	A4版 8ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/documents/asesument_to_shidoushienn.pdf	
	令和3年3月(改訂)	「個別の教育支援計画」作成のための教職員向けリーフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画作成に至るまでのプロセス ・個別の教育支援計画作成の意義 ・関係機関等の例 ・作成・活用により期待される効果 	A3版 2ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/documents/kobetsu-leaf-for-teachers_kaitai.pdf	
	令和3年3月	PT等専門家活用事例集	<ul style="list-style-type: none"> ・PT等専門家について ・専門家ごとの活用事例一覧 	A4版 51ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/documents/senmonka_jirei.pdf	
	平成31年3月	高等学校における特別支援教育気になる生徒の支援ガイドブック	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における特別支援教育の推進と障害の理解について ・気になる生徒の実態把握のための観点シート(高等学校用) ・就業に向けた支援 ・校内支援体制 ・高等学校における通級による指導 	A4版 22ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/documents/kininaruseito30.pdf	
	平成31年2月	教職員のための入院児童生徒支援ガイド	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中の学びについて Q&A ・学習の様子、子どもたちや保護者の声 	A3版 2ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/documents/nyuinshienguide.pdf	
	平成30年12月	「個別の教育支援計画」作成と活用リーフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と一緒に作成しやすい様式 ・「合理的配慮」の記入欄 ・「本人に関係する機関」を一枚シートで把握 ・活用に重点化、作成や評価の手続きの簡略化 ・様式のデータ入力、更新等の方法を一部変更 	A4版 4ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/documents/30_shienkeikaku-leaflet_1.pdf	
	平成30年6月(改訂)	子どもへの支援をつなげる・ひろげる「サポートノート」と「就学支援シート」活用ガイドブック	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと関係者をつなげる「サポートノート」 ・幼児期と学齢期をつなげる「就学支援シート」 ・幼児期から学齢期への移行支援 ・「サポートノート」「就学支援シート」活用術 	A4版 8ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/documents/h30_supportnote_guidebook_1.pdf	
	平成30年3月	すべての子どもたちの学びを支えるために…教職員のための「通級による指導」ガイドブック2	<ul style="list-style-type: none"> ・「通級による指導」について ・「自立活動」の指導とは ・的確な実態把握のために ・「個別の指導計画」について ・在籍する通常の学級担任と通級による指導担当者等との連携 	A4版 8ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/documents/tuukyuguidebook2.pdf	
	平成29年3月	すべての子どもたちの学びを支えるために…教職員のための「通級による指導」ガイドブック	<ul style="list-style-type: none"> ・「知ってる?通級指導教室」 ・通級による指導の実施に当たって ・保護者、利用児童生徒、在籍学級担任の声 	A4版 8ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/documents/tukyuguidebook.pdf	

表紙	発行年月日	資料名	内容	ページ数	URLアドレス	QRコード
	平成28年3月(改訂)	インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする子どものための授業支援ガイドブック	・インクルーシブ教育システムとは？ ・新たな就学先決定の仕組み ・合理的配慮とは ・各学校における「合理的配慮」の例	A4版 8ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/documents/kaiteibanjyugyousienguideidobook.pdf	
	平成25年3月	全ての学校(園)で活用できる特別な教育的支援を必要とする子どもたちのための学校間連携ガイドブック	・学校間連携の実際 ・保護者との共通理解の必要性 ・連携するための資料の作成・活用 ・個人情報の取り扱い	A4版 14ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/documents/gakoukanrenkeihandobook.pdf	
	平成24年3月	特別支援学校高等部卒業生の社会的自立に向けた障害者就労サポートブック	・特別支援学校の進路について ・産業現場等における実習 Q&A ・各特別支援学校等部の取組 ・社会自立に向けた就業支援に係る施策 ・障害者雇用に関する専門機関	A4版 8ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/documents/shuuroubobook.pdf	
	平成21年3月	子どもたちが輝くために特別支援学級担任・通級指導教室担当者ハンドブック	・特別支援学級等の制度と役割 ・障害の理解と支援 ・教育課程の編成と実施 ・学級(教室)運営の留意事項 ・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と活用 ・校内支援体制における特別支援学級等担当者の役割	A4版 104ページ	https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/documents/tantouhandbook.pdf	

【改訂第4版】障害のある子どもの就学支援ハンドブック ～特別支援教育の充実によるインクルーシブ教育システムの構築～	
https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/gakkyuuhennsei.html	













「個別の教育支援計画」山梨県版様式	
https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/siennkeikaku.html	
「個別の教育支援計画」の作成と活用の手引き	
https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/documents/30_shienkeikaku-tebiki.pdf	

「個別の指導計画」(自立活動・各教科用)	
https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/kobetusidoukekakujiritu.html	
「個別の指導計画」(小・中学校の通常の学級用)	
https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/kobetusidoukeikaku.html	
「個別の指導計画」(特別支援学級用)	
https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/kobetusidoukeikakutokubetsuengakkyuu.html	
「個別の指導計画」(高等学校用)	
https://www.pref.yamanashi.jp/tokushishi-jiseishien/tokubetsushien/kobetusidoukeikakukoukou.html	

資料編

山梨県教育委員会作成の動画一覧（令和5年4月現在）

■特別支援学級等の教育課程

タイトル	URL	QR
1 教育課程の基本的事項	 https://youtu.be/dNWU8-li6t4	
2 教育課程の編制①～⑤	 https://youtu.be/XJHOXzBA9Jg	
2 教育課程の編制⑥～⑧	 https://youtu.be/x_g1Nm7vS7w	
3 自立活動と学習評価	 https://youtu.be/Th4u1baHHN0	
4 教育課程の課題と工夫①～②	 https://youtu.be/KkY3jFt8fMk	
4 教育課程の課題と工夫③～④	 https://youtu.be/da_TZJalhiQ	

【研修資料】キャビネット ➡ 特別支援教育・児童生徒支援課 ➡ E-ラーニング ➡ 教育課程

■自立活動について

タイトル	URL	QR
プロローグ	 https://www.youtube.com/watch?v=a3mg-yZPVdg	
1 自立活動の変遷について	 https://www.youtube.com/watch?v=v7Px7v2HZDI	
2 自立活動の目標と内容	 https://www.youtube.com/watch?v=l62FM9enDJo	
3 自立活動における個別の指導計画の作成手順	 https://www.youtube.com/watch?v=whk kkho7jR4	
4 評価について	 https://www.youtube.com/watch?v=GQ4J9aPNnE8	

【研修資料】キャビネット ➡ 特別支援教育・児童生徒支援課 ➡ E-ラーニング ➡ 自立活動

■個別の教育支援計画の作成と活用

タイトル	URL	QR
1 「個別の教育支援計画」の意義と役割	 https://www.youtube.com/watch?v=MUIHm5JrdzY	
2 「個別の教育支援計画」の作成と活用	 https://www.youtube.com/watch?v=Zhb3TZ1PH6U	
3 「個別の教育支援計画」の様式	 https://www.youtube.com/watch?v=WJsQ3_BeS1s	
4 「個別の教育支援計画」の記入方法	 https://www.youtube.com/watch?v=6PmW5KlmsIM	
5 個人情報の保護・管理と引き継ぎ	 https://www.youtube.com/watch?v=1IX2Z_5QLIM	

【研修資料】キャビネット ➡ 特別支援教育・児童生徒支援課 ➡ E-ラーニング ➡ 個別の教育支援計画

※ 山梨県内公立小・中学校は、グループウェアのキャビネットより資料をダウンロードすることができます。
 ※ 上記以外の学校（園）等で資料が必要な場合は、直接特別支援教育・児童生徒支援課まで問い合わせください。

「個別の教育支援計画」様式記入例等

個別の教育支援計画A票①

本人氏名（フリガナ）		性別	生年月日		住所	
ヤマナシ イチロウ 山梨 一郎		男	令和〇年〇月〇日		〒 400-0000 〇〇市〇〇町1丁目1-1	
保護者等氏名（フリガナ）		電話番号			住所	
ヤマナシ タロウ 山梨 太郎		055-223-XXXX			〒 同上	
本人との続柄（ 父 ）						
診断名（診断機関名・診断年月日）						
中度知的障害、〇〇症候群（〇〇総合病院、令和〇年〇月〇日）						
家族構成						
氏名	続柄	勤務先・学校・園名（学年）等		氏名	続柄	勤務先・学校・園名（学年）等
山梨 一郎	本人	〇〇支援学校小学部1年		山梨 次郎	弟	〇〇保育園中組
山梨 太郎	父	〇〇会社		山梨 富士子	祖母	
山梨 花子	母	〇〇商店				
山梨 桃子	姉	〇〇小学校〇年				
諸検査等の記録（検査の名称、結果、検査機関名、検査年月日を記入）						
・WISC-III 知能検査（動作性IQ〇〇、言語性IQ〇〇、前検査IQ〇〇、総合教育センター、令和〇年〇月〇日） ・S-M社会生活能力検査（CA〇〇、SA〇〇、SQ〇〇、〇〇支援学校、令和〇年〇月〇日） ・田中ビネー知能検査V（CA〇〇、MA〇〇、IQ〇〇、〇〇支援学校、令和〇年〇月〇日） ・ASA旭出式社会適応スキル検査（言語スキル〇歳、日常生活スキル〇歳、社会生活スキル〇歳、対人関係スキル〇歳、総合教育センター、令和〇年〇月〇日） ・〇〇検査（〇〇、〇〇、〇〇、令和〇年〇月〇日）						
手帳の取得・更新						
手帳の種類	等級（障害の程度）		交付日	再認定期月・再判定時期等		
身体障害者手帳	1種1級（肢体不自由、両上下肢機能障害）		令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日		
療育手帳	B-1		令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日		
精神障害者保健福祉手帳	2級		令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日		
作成年月日及び作成者氏名						
年月日	保護者等（続柄）			担任		
令和〇年〇月〇日	山梨 花子（母）			〇〇 〇〇		
令和〇年〇月〇日	山梨 富士子（祖母）			特別支援教育コーディネーター 〇〇 〇〇		

資料編

「個別の教育支援計画」記入例等

個別の教育支援計画B票①

(令和〇年度)

本人氏名 (フリガナ)		学年	園・学校名		作成年月日		
ヤマナシ イチロウ		小 1	名称: ○○支援学校		令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
山梨 一郎			住所: ○○市○○町○丁目○ー○		作成者氏名		
			電話番号: 055-223-XXXX		保護者等	山梨 太郎	
					担任	○○ ○○	
本人・保護者等の 願い		<ul style="list-style-type: none"> ・身の回りのことが自分でできるようになってほしい。 ・文字の読み書きができるようになってほしい。 					
支援 目標	長期	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で食事がとれるように支援する。 ・平仮名の読み書きができるように支援する。 					
	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・補助箸を使って食べることができるよう支援する。 ・平仮名に興味をもち、身近なものの名称の平仮名の単語が読めるように支援する。 					
家庭や学校等における状況 (必要な項目に記入すること)	健康	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回の頻度で、てんかんの発作がある。 ・アレルギー性鼻炎。(医療的ケア) ・口腔、鼻腔からの痰の吸引 	(服薬の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・朝夕2回てんかん薬の服用。 ・症状により鼻炎用に点鼻薬を使用。 			<ul style="list-style-type: none"> (視覚障害) ・見えにくさを補うために弱視レンズを効果的に活用する。 ・黒板が見えやすいように座席位置を前にする。 ・拡大教科書や拡大鏡を用いる。
	心理 (情緒)	<ul style="list-style-type: none"> ・好きなボール遊びには集中して取り組む。 ・日課や活動に見通しがもてると、安心して参加できる。 ・思いどおりにできないと、泣いてかんしゃくを起こす。 		<ul style="list-style-type: none"> (聴覚障害) ・口形が分かりやすいように話しかける。 ・聞き取りやすいように座席位置を工夫する。 ・集会などでは話し言葉に合わせて文字や画像で情報を提示する。 			
	認知 (学習)	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な物の名称がわかり、絵カードの中から選びとる。 ・同じ色のブロックを集めて並べる。 ・平仮名の読み書きはまだできない。 		<ul style="list-style-type: none"> (肢体不自由) ・動作の不自由さを補うために補助具や装具を用いる。 ・意思表示ができるようにICTを活用する。 ・車いすでの移動が可能となるように校舎内の環境を整える。 			
	身体の動き	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行が不安定なため廊下や階段は手すりを持って歩く。 ・大きなボタンであればかけはさずができる。 ・食事は箸がまだ使えないためスプーンを持って食べる。 		<ul style="list-style-type: none"> (知的障害) ・具体物の操作や体験的な活動を取り入れる。 ・興味、関心のもてる教材・教具を用いる。 ・学習課題をスモールステップ化して、達成感が得られるようにする。 			
	対人関係 コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・名前を呼ぶとふり返ったり、声を出して応える。 ・「ママ」「パパ」などと言って呼ぶ。 ・自分より小さい子どもに興味をもち、自分から近づいていく。 		<ul style="list-style-type: none"> (自閉症・発達障害) ・日課や学習内容に見通しがもてるように、わかりやすい日課表や手順表などを工夫する。 ・クールダウンできる場所を用意する。 ・こだわり等の特性を理解し、柔軟に対応できる体制を整える。 ・視覚で確認できるタイマーなどを用いて、終わりや始まりを分かりやすく提示する。 			
	その他			<ul style="list-style-type: none"> (病弱) ・医師や保護者との連携のもとに病気の症状や健康状態に応じて学習時間や学習内容を柔軟に変更・調整する。 ・心臓疾患などによる運動制限等、健康管理指導票に基づき学習活動に配慮する。 			
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での給食、過程での食事の歳に補助箸を使って食べる経験を重ねてきた。OTの指導により手の大きさに合った補助具を装着したことで、より箸が持ちやすくなり、扱いも上達して一人で食べられるようになった。 ・絵カードと平仮名カードのマッチングの学習を通して、平仮名に興味を持てるようになった。過程や放課後デイサービスにおいても、自分から絵本を見るようになってきた。自分の名前の平仮名は読めるようになった。 						
※評価は支援目標 (短期) の評価とするが、支援目標 (長期) の見直しが必要となった場合には、その理由も記入する。							

「個別の教育支援計画」様式記入例等

個別の教育支援計画B票②

本人に関係する機関

医療	
関係機関 ○○総合病院	
担当者 小児科 ○○医師 リハビリ △△作業療法士	
連絡先・電話番号 055-223-XXXX	
主たる支援内容 ・てんかんの治療(抗てんかん薬の処方、定期的な脳波検査、血液検査) ・OTによる手指の巧緻性を向上させるための訓練	

福祉	
関係機関 ○○福祉サービス	主たる支援内容 ・放課後デイサービス(月・水・金) ・日中一時支援(土、長期休業中) ・緊急時の短期入所
担当者 ○○ ○○	
連絡先・電話番号 055-223-XXXX	

本人氏名 (幼) 小 中 高 年) 山梨 一郎
保護者等氏名 山梨 太郎
連絡先・電話番号 055-223-XXXX

関係機関	
担当者	
連絡先・電話番号	
主たる支援内容	

関係機関	
担当者	
連絡先・電話番号	
主たる支援内容	

教育	
所属校 ○○支援学校	主たる支援内容 ・手指の動きを向上させるための学習(自立活動) ・補助箸を使った給食指導(給食) ・平仮名の学習(国語)
担任 ○○ ○○	
連絡先・電話番号 055-223-XXXX	

- ・この「個別の教育支援計画」の記載内容に同意します。
- ・上記の関係機関の間で、この「個別の教育支援計画」(A票・B票)の情報を共有することに同意します。

(令和)○年○月○日 本人氏名 山梨 一郎 印
(令和)○年○月○日 保護者等氏名 山梨 太郎 印

「個別の教育支援計画」様式記入例等

個別の教育支援計画C票（個別移行支援計画） 本人に関係する機関

NO.1

本人に関係する機関がNO.1に収まらない場合には、NO.2に記載します。NO.1とNO.2は両面印刷します。

関係機関 担当者 連絡先・ 電話番号	主な支援内容
この欄には「福祉」「労働」「医療」の分野を記入します。	
関係機関における主な支援内容を記入します。必要があれば配慮事項や支援目標も記入します。	

関係機関 担当者 連絡先・ 電話番号	主な支援内容
一番上の枠には、進路先の企業・福祉事業所を記入します。	

本人氏名 保護者等氏名 連絡先・ 電話番号	本人の願い
保護者や担任の意見も踏まえて記入します。	

関係機関 担当者 連絡先・ 電話番号	主な支援内容
-----------------------------	--------

関係機関 担当者 連絡先・ 電話番号	主な支援内容
-----------------------------	--------

関係機関 担当者 連絡先・ 電話番号	主な支援内容
教 育	
関係機関と共有したい支援内容を 中心に記載します。	

この「個別の教育支援計画C票（個別移行支援計画）」の記載内容に同意します。	（令和） 年 月 日	本人氏名	印
記載内容について、同意書名と押印を得ます。	（令和） 年 月 日	保護者等氏名	印

「作成に係る同意書」「引継ぎに係る同意書」様式記入例

作成に係る同意書の様式

作成に係る 同意書

(幼児児童生徒氏名)の「個別の教育支援計画」の作成に同意します。
また、同計画を作成するために、関係機関と連携し、個人情報収集することにも同意します。
ただし、収集できる個人情報の範囲は、同計画の作成に関わるものに限ることとし、次の事項を除くものとします。

除外事項

作成に当たって情報を提供しない事項があれば具体的に記入します。
(例：家族構成、診断名など)
除外事項がなければ「特になし」と記入します。

(令和) ○年 ○月 ○日

学校名 ○○市立○○小学校
校長名 ○○ ○○ 殿

本人氏名 山梨 一郎 印
保護者氏名 山梨 太郎 印

引継ぎに係る同意書の様式

引継ぎに係る 同意書

貴校で作成した(幼児児童生徒氏名)の「個別の教育支援計画」を(学校・関係機関名)に引継ぐことに同意します。
ただし、引継ぎに際して(学校・関係機関名)へ送付する資料は、次の事項に限ります。

引継ぎ資料

具体的に記入

卒業後5年間保管

※なお、(令和)○年3月31日までは、(幼児児童生徒氏名)の「個別の教育支援計画」の写しを貴校で保管することにも同意します。

(令和) ○年 ○月 ○日

学校名 ○○市立○○小学校
校長名 ○○ ○○ 殿

本人氏名 山梨 一郎 印
保護者氏名 山梨 太郎 印

中高連携シート

中高連携シート

●作成情報					
作成者	立 中学校	担任		作成日	令和 年 月 日
		特別支援教育コーディネーター			
●生徒の基本情報					
氏名		生年月日	平成 年 月 日	性別	
在籍等状況	<input type="checkbox"/> 通常の学級 <input type="checkbox"/> 特別支援学級 <input type="checkbox"/> 通級指導教室	スクールカウンセラーの利用		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
在籍時期等		手帳の有無	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
関係機関	医療	病院名	主治医		
		服薬	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	薬名	
		診断名	(診断時期:平成 年 月)		
福祉	その他の機関				
家庭状況					
●高校生活を送る上で必要な情報					
対人関係・コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 友だちが少ない <input type="checkbox"/> 友人関係を上手に築けない <input type="checkbox"/> 教師とは話せる <input type="checkbox"/> 相談できる人がいる <input type="checkbox"/> 困ったとき黙ってしまう <input type="checkbox"/> 相手の感情を理解し辛い <input type="checkbox"/> 場の雰囲気が読めない <input type="checkbox"/> 必要な協力を要請できる <input type="checkbox"/> 字義通りに解釈する <input type="checkbox"/> 表現が拙い <input type="checkbox"/> 思いやりがある <input type="checkbox"/> 積極的に他者と関わる <input type="checkbox"/> 常に受け身で自分からは関わろうとしない				
	特記事項	配慮事項			
学習面	<input type="checkbox"/> 読みが苦手 <input type="checkbox"/> 書きが苦手 <input type="checkbox"/> 計算が苦手 <input type="checkbox"/> 音読が苦手 <input type="checkbox"/> 話すこと(発表)が苦手 <input type="checkbox"/> 図形が苦手 <input type="checkbox"/> 指示理解が苦手 <input type="checkbox"/> 集中しにくい <input type="checkbox"/> 筋道を追って話すことが苦手 <input type="checkbox"/> 位置や空間を把握することが苦手 <input type="checkbox"/> ノートテイクが苦手 <input type="checkbox"/> 聞きながら書くことが苦手 <input type="checkbox"/> 筆記用具やプリントをなくしやすい <input type="checkbox"/> 衝動的に発言する <input type="checkbox"/> 学習に消極的				
	特記事項	配慮事項			
行動面	<input type="checkbox"/> 不注意な間違いが多い <input type="checkbox"/> 指示に従うことが難しい <input type="checkbox"/> 集中することが難しい <input type="checkbox"/> 計画的に行動することが難しい <input type="checkbox"/> 忘れっぽい <input type="checkbox"/> 不器用さがある <input type="checkbox"/> 衝動性が強い <input type="checkbox"/> 頑固 <input type="checkbox"/> 集団活動よりも一人を好む <input type="checkbox"/> こだわりが強い <input type="checkbox"/> じっとしてられない <input type="checkbox"/> 感覚過敏がある <input type="checkbox"/> 常にマイペース <input type="checkbox"/> とても得意なことがある反面、極端に苦手なこともある				
	特記事項	配慮事項			
情緒面	<input type="checkbox"/> カットなりやすい <input type="checkbox"/> 穏やか <input type="checkbox"/> ストレスを抱えやすい <input type="checkbox"/> 不安を抱えやすい <input type="checkbox"/> 急な予定の変更で不安になりやすい <input type="checkbox"/> 自己中心的 <input type="checkbox"/> 感情の切り替えが難しい <input type="checkbox"/> 幼い <input type="checkbox"/> パニックを起こしやすい <input type="checkbox"/> 自分が非難されると過剰に反応する				
	特記事項	配慮事項			
本人の特性理解	<input type="checkbox"/> 告知を受け診断名も知っている <input type="checkbox"/> 自分の特性を知っている <input type="checkbox"/> 診断名も特性も知らない <input type="checkbox"/> 特性を理解した上で、対処方法も知っている <input type="checkbox"/> 診断名・特性を悲観的に捉えている <input type="checkbox"/> 診断名・特性を前向きに捉えている				
	特記事項	配慮事項			
本人が日常的に使用しているスマートフォン・携帯電話のアプリ等					
得意なこと趣味等					
進路希望(将来の夢)					
保護者の希望					
その他(知能検査等の記録・中学校で行った合理的配慮等)					

私は上記の内容を確認し、進学先の高等学校へ情報提供することに同意します。

令和 年 月 日 保護者氏名

※本シートは、志望先高等学校の入学許可予定者発表(合格発表)前に志望先高等学校へ提供することはありません。

県立特別支援学校のセンター的機能の発揮に係る基本方針(令和3年度現在)

学校名	支援対象	支援内容	支援地域
甲府支援学校	肢体不自由者	①肢体不自由者に係る支援	甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市及び昭和町
	連携会議	②肢体不自由専門部特別支援連携会議の運営	
あけぼの支援学校	肢体不自由者	①肢体不自由者に係る支援	韮崎市、南アルプス市及び北杜市 ただし、あけぼの医療福祉センターで加療する者については、県下全域
	連携会議	②肢体不自由専門部特別支援連携会議の共同運営	韮崎市、南アルプス市及び北杜市
わかば支援学校	知的障害者 発達障害者 言語障害者	①知的障害者及び発達障害者に係る支援 ②言語障害者が利用する通級指導教室に対する支援	韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市及び昭和町 (言語障害は、富士川町を加える。)
	連携会議	②北部地区特別支援連携会議の運営	
ふじかわ分校	知的障害者 肢体不自由者 発達障害者	①知的障害者、肢体不自由及び発達障害者に係る支援	市川三郷町、富士川町、身延町、早川町及び南部町
	連携会議	②南部地区特別支援連携会議の運営 ③肢体不自由専門部特別支援連携会議の運営協力	
やまびこ支援学校	知的障害者 肢体不自由者 病弱・身体虚弱者 発達障害者	①知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者及び発達障害者に係る支援	都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村及び道志村
	連携会議	②東部地区特別支援連携会議の運営 ③肢体不自由専門部特別支援連携会議の運営協力	
ふじざくら支援学校	知的障害者 肢体不自由者 病弱・身体虚弱者 発達障害者	①知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者及び発達障害者に係る支援	富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、鳴沢村、忍野村及び山中湖村
	連携会議	②富士北麓地区特別支援連携会議の運営 ③肢体不自由専門部特別支援連携会議の運営協力	
かえで支援学校	知的障害者 発達障害者 言語障害者	①知的障害者及び発達障害者に係る支援 ②言語障害者が利用する通級指導教室に対する支援	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 (言語障害は、都留市、大月市、上野原市、富士吉田市を加える。)
	連携会議	②中部地区特別支援連携会議の運営	
盲学校	視覚障害者	①視覚障害者に係る支援	県下全域
	連携会議	②視覚障害専門部特別支援連携会議の運営	
ろう学校	聴覚障害者	①聴覚障害者に係る支援	県下全域
	連携会議	②聴覚障害専門部特別支援連携会議の運営	
富士見支援学校	転入予定者及び転出者 サポートルーム活用事業に係る高校生	①中央病院加療中の病弱・身体虚弱者に係る支援 ②転入予定者に係る支援 ③転出者に係る支援(転出後3年間を目安) ④「高校生こころのサポートルーム活用事業」に係る高校生及び在籍高校への支援	県下全域
	連携会議	⑤病弱専門部特別支援連携会議の運営	
〃旭分校	病弱・身体虚弱者 発達障害の内の二次障害者	⑥病弱・身体虚弱者及び発達障害の内の二次障害者に係る支援	甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市及び昭和町
	転入予定者及び転出者	①北病院加療中の病弱・身体虚弱者に係る支援 ②転入予定者に係る支援 ③転出者に係る支援(転出後3年間を目安)	
〃旭分校	連携会議	④病弱専門部特別支援連携会議の共同運営	北杜市、韮崎市、南アルプス市、市川三郷町、富士川町、身延町、早川町及び南部町
	病弱・身体虚弱者 発達障害の内の二次障害者	⑤病弱・身体虚弱者及び発達障害の内の二次障害者に係る支援	
桃花台学園	桃花台学園入学希望者	①桃花台学園入学希望者に係る支援	県下全域
うぐいすの杜学園	転入予定者及び転出者	①転入予定者に係る支援 ②転出者に係る支援(転出後3年間を目安)	県下全域
	連携会議	③病弱専門部特別支援連携会議の共同運営	



P52、53の最新版は山梨県教育委員会ホームページからダウンロードできます。



センター的機能の発揮に係る申請書記入例

※特別支援学校により様式が異なる場合があります。

番 ○ ○ ○ ○ 号
令和○年○月○日

山梨県立○○支援学校校長 殿

丸の内市立丸の内小学校
校長 ○ ○ ○ ○

特別支援学校のセンター的機能の発揮に係る職員の派遣について（依頼）

このことについて、次により貴校（）特別支援教育コーディネーター（職・氏名 教諭・○○○○）
（）理学療法士<PT>
（）作業療法士<OT>
（）視能訓練士<ORT>
（）言語聴覚士<ST>
（）心理師

の派遣をお願いいたします。

※（）に「○」の記入をしてください。

1 要請内容

(1) 日時 令和○年○月○日(○) XX:XX ~ XX:XX
(2) 場所 派遣先名 丸の内市立丸の内小学校
住 所 山梨県甲府市丸の内○丁目○-○
電話番号 055-223-XXXX

< ※ 以下について、該当項を「■」にすること。 >

(3) 内容 訪問支援（幼児児童生徒に係る指導支援・教員等への支援）
 研修支援（研修会、研究会等への助言・援助）
 連 携（関係機関における支援会議等への出席）
 その他（ ）

(4) 添付書類等 なし
 あり
※ 添付書類名

当日の日程について等（児童生徒の観察の時間、指導・助言の時間等）

2 連絡事項等

理学療法士の帯同をお願いします。

当日指導・助言をいただく際、教頭、学級担任、養護教諭及び市教育委員会 ○○○○が参加いたします。

3 依頼担当者（特別支援教育コーディネーター等）

職・氏名 教諭・○○○○

連絡先 ①TEL 055-223-XXXX

②FAX 055-223-XXXX

③Mail marunouchi@yamanashi.lg.jp（学校代表）





※市町村（組合）立小・中・高等学校については、特別支援学校へ要請後、市町村（組合）教育委員会及び教育事務所へ写しを送付してください。

※県立高等学校については、特別支援学校へ要請後、特別支援教育・児童生徒支援課へ写しを送付してください。


参考となる資料等一覧

■作成者 文部科学省


資料名	出版年月日	QRコード
障害のある子供の教育支援の手引き ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて	R3.6	
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm		
「キャリア・パスポート」Q&Aについて	R3.2	
https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_jidou01-000007080_2.pdf		
初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド	R2.3	
https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/common/pdf/passing_guide.pdf		
交流及び共同学習ガイド	H31.3	
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/_icsFiles/afieldfile/2019/04/11/1413898_01.pdf		
「キャリア・パスポート」例示資料等について	H31.3	
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1419917.htm		
家庭と教育の連携「トライアングル」プロジェクト～障害のある子と家族をもっと元気に～	H30.8	
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1404500.htm		
小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編	H29.7	
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf		
中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編	H29.7	
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf		
特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部学習指導要領）	H29.4	
https://www.mext.go.jp/content/20200407-mxt_tokubetu01-100002983_02.pdf		
発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～	H29.3	
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm		
学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の交付について（通知） 28文科初第1038号（高等学校における通級による指導の制度化）	H28.12	
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm		
チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（中央審議会答申）	H27.12	
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf		
障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知） 25文科初第756号	H25.10	
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm		
学校教育法施行令の一部改正について（通知） 25文科初第655号（就学制度改正）	H25.9	
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339311.htm		

資料名	出版年月日	QRコード
共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）	H24.7	
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm		
児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について	H24.4	
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1322204.htm		
特別支援教育の推進について（通知）19文科初第125号	H19.4	
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1299892.htm		
特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）	H17.12	
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/09/22/1212704_001.pdf		





■作成者 内閣府

障害者基本法の改正について	H23.8	
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/pdf/koufu.pdf		
障害者差別解消法	H28.4	
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html		
合理的配慮サーチ	—	
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html		


■作成者 厚生労働省

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について	H28.8	
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1377400.htm		

■作成者 国立特別支援教育総合研究所

インクルCOMPASS／ナビゲーションシート	R2.6	
http://www.nise.go.jp/nc/study/intro_res/backbone_crossing/inclusive		
「インクルCOMPASS」ガイド	R3.3	
http://www.nise.go.jp/nc/wysiwyg/file/download/1/6330		
インクルDB（インクルーシブ教育システム）	—	
http://inclusive.nise.go.jp/		
学びラボ（※利用申請が必要）	—	
https://www.nise.go.jp/nc/training_seminar/online		

■作成者 山梨県障害福祉課

障害者福祉サービスのご案内	毎年度更新	
https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/documents/goannnai.pdf		

引用・参考文献

- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～、文部科学省、2017年3月
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会報告）、文部科学省、2012年7月
- チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（中央教育審議会答申）、文部科学省、2015年12月
- 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編、文部科学省、2017年4月
- 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編、文部科学省、2017年4月
- 特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、文部科学省、2017年4月
- 特別支援教育資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～、文部科学省、2013年10月
- 特別支援教育の推進について（通知）19文科初第125号、文部科学省、2007年4月
- 学校教育法施行令の一部改正について（通知）25文科初第655号、文部科学省、2013年9月
- 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）25文科初756号、文部科学省、2013年10月
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の交付について（通知）28文科初第1038号、文部科学省、2016年12月
- 児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について、文部科学省、2012年4月
- 家庭と教育の連携「トライアングル」プロジェクト～障害のある子と家族をもっと元気に～、文部科学省、2018年8月
- 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド、文部科学省、2020年3月
- 交流及び共同学習ガイド、文部科学省、2019年3月
- 「キャリア・パスポート」例示資料等、文部科学省、2019年3月
- 「キャリア・パスポート」Q&A、文部科学省、2021年2月
- 通常の学級の特別支援教育 ライブ講義 発達につまずきがある子どもの輝かせ方、川上康則、明治図書出版株式会社、2018年9月
- <特別支援教育>ケースで学ぶ！保護者とのいい関係作り、吉本裕子、明治図書出版株式会社、2013年7月
- 「私の指導あり？なし？あなたに寄り添う伴走型相談所」川上康則、実践 みんなの特別支援教育2021年4月号、P.29、学研
- 親の障害の認識と受容に関する考察－受容の段階説と慢性的悲哀－、中田洋二郎、1995年



特別支援教育コーディネーター
ハンドブック
～教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～



山梨県教育委員会
令和3年7月改訂